

令和7年6月八峰町議会定例会会議録

令和7年6月11日（水曜日）

議 事 日 程 第 1 号

令和7年6月11日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 発議第 6号 八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 発議第 7号 八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 発議第 8号 八峰町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 第 7 発議第 9号 八峰町議会傍聴規則の一部を改正する規則制定について
- 第 8 議案第48号 八峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第49号 工事請負変更契約の締結について
- 第10 議案第50号 令和7年度八峰町一般会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第51号 令和7年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第52号 令和7年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第53号 令和7年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第14 陳情第 4号 再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書の採択を求める陳情書

出席議員（11人）

1 番 笠 原 吉 範	2 番 伊 藤 一 八	3 番 奈 良 聡 子
4 番 芦 崎 達 美	6 番 菊 地 薫	7 番 腰 山 良 悦
8 番 見 上 政 子	9 番 須 藤 正 人	10 番 門 脇 直 樹
11 番 山 本 優 人	12 番 皆 川 鉄 也	

欠席議員（１人）

５番 水 木 壽 保

説明のため出席した者

町 長	堀 内 満 也	副 町 長	田 村 正
教 育 長	鈴 木 洋 一	総 務 課 長	和 平 勇 人
財 政 課 長	堀 内 敬 文	企画政策課長	高 杉 泰 治
建 設 課 長	浅 田 善 孝	防災町民課長	工 藤 善 美
農林水産課長	堀 内 和 人	商工観光課長	成 田 拓 也
税務会計課長	今 井 利 宏	福祉保健課長	菊 地 俊 平
教 育 次 長	山 本 節 雄	学校教育課長	山 本 望
生涯学習課長	鈴 木 美由紀	農業委員会事務局長	内 山 直 光

議会事務局職員出席者

議会事務局長	石 上 義 久	議会事務局庶務係長	須 藤 佳奈子
--------	---------	-----------	---------

午前１０時００分 開 会

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の皆さんには、いつもご協力ありがとうございます。

それでは、これより令和７年６月八峰町議会定例会を開会します。

５番水木壽保君から入院治療のため欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員数は１１名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第１２４条の規定により、１番笠原吉範君、２番伊藤一八君、３番奈良聡子さんの３名を指名します。

日程第２、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営委員会副委員長より報告願います。見上議会運営委員会副委員長。

○議会運営委員会副委員長（見上政子君） おはようございます。議会運営委員会副委員

長の見上でございます。

委員長に代わってご報告申し上げます。

当委員会では、去る５月16日及び６月３日に議会運営委員会を開催し、４月30日付けで議長から諮問のあった令和７年６月八峰町議会定例会の会期及び議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から13日までの３日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定しました。

なお、本議会に上程の陳情について、採択となった場合は意見書の提出が必要になることから、最終日に意見書の提出の発議を日程に追加することに決定しましたのでご報告申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会副委員長報告の日割表及び議事日程表により、本日から13日までの３日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員会副委員長報告のとおり本日から13日までの３日間に決定しました。

日程第３、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

堀内町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せ発言を許します。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。

報告に先立ちまして、初代八峰町長として町の発展に多大なご尽力を賜りました加藤和夫様が、３月20日にご逝去されましたことに、心から哀悼の意を表しますとともに、ご冥福をお祈りいたします。

さて、本日、令和７年６月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、３月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、５月25日に実施しました「防災訓練」についてであります。

この訓練は、42年前の5月26日に発生した「日本海中部地震」の大惨事を教訓に毎年、同時期に実施しておりますが、今年は椿・椿台地区を会場に、秋田県沿岸に「大津波警報」が発令されたという想定で行いました。

当日は、自宅から自家用車や徒歩による避難を行ったほか、避難場所となっている八森体育館では、段ボールベッドの設置やプライベートテントの設営を行うなど、災害時の行動を確認したところであります。

今後も、日本海中部地震の被災地として、その記憶や教訓を風化させぬよう、関係機関との連携を一層強化しながら、防災力の維持・向上に努めてまいります。

次に、行政協力員会議についてであります。

5月9日に春の行政協力員会議を開催し、会議では、新たに行政協力員となった5名の方々に委嘱状を交付した後、今年度の町の主要事業を説明して、ご理解とご協力をお願いいたしました。

今後は、協力員の皆様から提案のあった意見を町政に反映できるよう、取り組みを進めてまいります。

次に、全町一斉清掃についてであります。

春の全町一斉清掃を4月13日に行い、早朝から多数の町民の皆様に参加をいただきました。

八森地区においては、側溝の泥上げや漂着ごみなど、地域周辺の清掃を行い、峰浜地区では、地域の道路脇に捨てられている缶やビン、ペットボトルなどを拾い集め、指定の場所に運搬したところであります。

集められたごみは、全体で約5tでありましたが、ごみの中には、マットレスやマッサージチェアなどの不法に投棄されたと思われる廃棄物もあり、引き続き、マナーの向上や不法投棄防止の啓発を実施してまいります。

一斉清掃に参加していただきました町民の皆様には感謝申し上げますとともに、6月29日に計画している八森地区海岸清掃の周知も図ってまいります。

次に、地域おこし協力隊及びPR大使についてであります。

今年3月末をもって任期満了を迎え、退任した3名の協力隊員に代わり、今年度から活動していただく1名に対し、4月1日付けで委嘱しているほか、もう1名の方にも内定を通知しております。

協力隊には、引き続き、SNSなどで町の様々な情報や魅力の発信をお願いするほか、

生薬栽培の振興や町特産品の販売促進等に、それぞれ取り組んでいただくこととしております。

また、役場の外部から町の魅力を発信することも重要と考え、今年度から、ふるさと八峰PR大使制度を創設し、町内外の3名の方に委嘱したところであります。

今後も、こうした関係者の皆様からご協力をいただききながら、更なる情報発信に努め、地域の振興に繋げてまいります。

次に、農業関係についてであります。

町では、水稻の健苗育成と適正管理を図るため、今年度も「あぜ道巡回相談」を実施したところでありますが、県と農協に加え、地元農家11名が参加し、播種日や苗の状況を確認した後、今後の施肥の時期等について指導を行っております。

また、田植え作業については、4月の断続的な降雨の影響により耕起作業等に支障が生じ、例年より1週間程度の遅れがありましたが、現在は、ほぼ作業が終了しております。

今年は、全国的な米不足の影響もあり、米価は高値での取引が期待されますが、無事に出来秋を迎えることができるよう、引き続き、県や農協等の関係機関と連携しながら、品質管理などの適切な指導に努めてまいります。

次に、八峰町学校等再編検討委員会についてであります。

5月29日に開催した第2回検討委員会では、義務教育学校や小中一貫校、一体型小中学校など、それぞれの統合パターンによるメリット・デメリット、統合による経費節減効果等を各委員に提示し、理解を求めていただいたところであります。

委員からは、「統合パターンにより様々なメリット・デメリットがある中で、町として子どもたちをどう育てていくのが重要である」、「学校の特色をどのように出していくべきか協議していきたい」といったご意見がありました。

今後は、県内の義務教育学校などをご視察いただいた上で、引き続き、委員の皆様のご意見を伺いながら、小・中学校の再編に向けた具体的な方策について検討してまいります。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第48号、八峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定については、政令等の一部改正に伴う改正であります。

議案第49号、工事請負変更契約の締結については、令和5年度発生災害復旧工事

（９工区）工事変更契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第50号、令和７年度八峰町一般会計補正予算（第２号）は、既定額に１億2,937万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を67億4,973万1,000円とするもので、主な歳出は、人事異動に伴う人件費の組み替えのほか、広域一般廃棄物処理施設整備費負担金の追加などとなっております。

議案第51号、令和７年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第１号）は、既定額に28万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を１億38万5,000円とするもので、内容は、人事異動に伴う人件費の組み替えであります。

議案第52号、令和７年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第１号）は、収益的支出の予定額に５万5,000円を追加し、収益的支出の予定額を２億5,160万9,000円とするもので、内容は、人事異動に伴う人件費の組み替えによる補正であります。

議案第53号、令和７年度八峰町下水道事業会計補正予算（第１号）は、収益的支出の予定額に966万6,000円を追加し、収益的支出の予定額を４億7,293万2,000円とするもので、内容は、人事異動に伴う人件費の組み替えのほか、マンホールポンプ修繕費の追加による補正であります。

報告第３号、繰越明許費繰越計算報告については、令和６年度八峰町一般会計の繰越明許費繰越計算報告であります。

報告第４号、事故繰越し繰越計算報告については、令和６年度八峰町一般会計の事故繰越し繰越計算報告であります。

報告第５号、予算繰越額の報告については、令和６年度八峰町簡易水道事業会計予算の予算繰越額報告であります。

報告第６号、予算繰越額の報告については、令和６年度八峰町下水道事業会計予算の予算繰越額報告であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は６議案で、報告件数は４件であります。

なお、八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、及び水沢山線１号・２号箇所施設災害復旧工事契約締結については、今議会中に追加提案させていただきたいと考えております。

詳細につきましては各議案の提案の際にご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） 日程第４、発議第６号、八峰町議会議員の政治倫理確立に関する

条例の一部を改正する条例制定についてから日程第7、発議第9号、八峰町議会傍聴規則の一部を改正する規則制定についてまでの4件については、八峰町議会会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、発議第6号から発議第9号までは、一括上程とすることに決定しました。

事務局長に朗読させます。石上議会事務局長。

○議会事務局長(石上義久君)

発議第6号

令和7年6月11日

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也 様

提出者	八峰町議会議員	水	木	壽	保
賛成者	八峰町議会議員	見	上	政	子
賛成者	八峰町議会議員	奈	良	聡	子
賛成者	八峰町議会議員	芦	崎	達	美
賛成者	八峰町議会議員	須	藤	正	人

八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例の一部を改正する条例制定について

八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例の一部を次のように改正する。

提案理由は、議会改革検討特別委員会の決定を踏まえ、町補助金等交付団体の長に就くことを禁ずる項目を削り、議員のなり手不足対策とするため条例改正するものです。

次のページが改正文です。

今回の改正については、第3条、政治倫理基準の遵守、第3号、補助金等交付団体の長、代表就任の規定を削り、同条第4号以降をそれぞれ繰り上げします。

発議第7号

令和7年6月11日

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也 様

提出者	八峰町議会議員	水	木	壽	保
賛成者	八峰町議会議員	見	上	政	子
賛成者	八峰町議会議員	奈	良	聡	子
賛成者	八峰町議会議員	芦	崎	達	美

賛成者 八峰町議会議員 須 藤 正 人

八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

八峰町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

提案理由は、特別委員会の設置や委員の選任等の適用関係を条文上明確化するため、条例改正するものでございます。

次のページが改正文です。

第4条、特別委員会の設置では、委員を特別委員に改め、選任時期を明確化するため重複規定を移動改正し、第5条、委員の選任では、関係条項を改正及び繰り上げし、第25条、参考人では、字句の整理をいたします。

発議第8号

令和7年6月11日

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也 様

提出者 八峰町議会議員 水 木 壽 保

賛成者 八峰町議会議員 見 上 政 子

賛成者 八峰町議会議員 奈 良 聡 子

賛成者 八峰町議会議員 芦 崎 達 美

賛成者 八峰町議会議員 須 藤 正 人

八峰町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

八峰町議会会議規則の一部を次のように改正する。

提案理由は、現在の社会情勢に照らし、緊急を要するときの会議時間の変更、議場に入る者の携帯品について、条文の整備を行うため規則改正をするものです。

次のページが改正文です。

第9条、会議時間では、会議中、議長は会議に宣告することにより会議時間の変更ができることとし、会議中でない場合において、議長が災害など緊急を要し、特に必要と認めるときは、会議時間を変更できることを明示します。第102条、携帯品では、コート、マフラー、傘に改め、病気その他の理由により必要と認められる携帯品については、議長の許可制から届け出制とします。ただし、会議中のこれらの機器の私的な利用を認める趣旨ではございません。

発議第9号

令和7年6月11日

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也 様

提出者 八峰町議会議員 水 木 壽 保

賛成者 八峰町議会議員 見 上 政 子

賛成者 八峰町議会議員 奈 良 聡 子

賛成者 八峰町議会議員 芦 崎 達 美

賛成者 八峰町議会議員 須 藤 正 人

八峰町議会傍聴規則の一部を改正する規則制定について

八峰町議会傍聴規則の一部を次のように改正する。

提案理由は、社会情勢の変化に対応し、町民に開かれた議会の実現を図る観点から、傍聴人の定員や手続及び守るべき事項を定め、適切に対処するため規則改正をするものです。

次のページが改正文です。

第3条、傍聴人の定員。第4条、傍聴の手続。第5条、傍聴権。第7条、傍聴席に入ることができないものでは、物理的に生命・身体に危害を及ぼす可能性のあるもの、恣意的行為のために使用される恐れがあるものの携帯並びに視覚、聴覚、嗅覚的に会議妨害や傍聴妨害にあたる場合を制限します。また、主権者教育の面や子育て世代の傍聴をしやすい観点から、児童及び乳幼児の制限規定を削除します。第8条、傍聴人の守るべき事項。第9条、係員の指示。第10条、違反に対する措置では、関係条項に合わせ、繰り上げや字句の修正整理をします。会議の妨害や、ほかの傍聴人の傍聴妨害等を抑止し、傍聴の前提条件として静粛を旨とすることを包括的に規定するものです。

朗読は以上です。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。日程第4、発議第6号から日程第7、発議第9号までの4件については、質疑を省略し、その後、発議ごとに討論と採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。

これより順次、討論と採決を行います。

日程第4、発議第6号、八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより発議第6号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第5、発議第7号、八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより発議第7号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第6、発議第8号、八峰町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより発議第8号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

日程第7、発議第9号、八峰町議会傍聴規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより発議第9号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第48号、八峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明いたします。

議案第48号、八峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について。

令和7年6月11日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由であります。秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正（新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給規則で定める期日の令和5年5月7日から請求期限である2年が経過したことによる、傷病手当金の支給に関する規定を削除）に伴い、関係条例の一部改正をするものでございます。

改正内容につきましては、次ページ及び提出しております新旧対照表をご覧ください。

議案書の改正文では、「第2条中第8号を削り、第9号を第8号とする。」という表現になっておりますが、内容といたしましては、新旧対照表にありますように「広域連合条例附則第43条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」という号を削除するというものであります。

ご存じのように、新型コロナウイルス感染症が第5類へ移行した関係で、同感染症に係る被保険者等へ支給する傷病手当金については、期限としている令和5年5月7日から請求期限である2年が経過したことに伴う、関係する文言の削除となっております。

ちなみに手当は、新型コロナウイルス感染症に罹患したという手当金ではなくて、罹患したことによって収入が減少した、ある一定の割合、収入が減少したことが認められた場合に傷病手当金を支給するというものでございます。

本町へ請求及び手当の支給はございませんでした。

施行日は公布の日とし、適用は令和7年5月8日からということとしております。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第48号について質疑を行います。質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 条例の中身ではなくて、条例改正の手続についての質問なんですけども、先ほど町長の説明にもありましたように、政令の一部改正に伴う改正であるという説明がありました。で、本条例の適用日を事前に知っていたと思うんですけども、その適用日の前に改正案を上程し、議決を経て、公布、施行するというのが原則ではないかと思うんですけども、これでは実質的に事後承諾と言わざるを得ないのではないかと思うんですけども、そのあたりについての見解を伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまのご質問にお答えします。

確かに広域連合の議会が2月に開催されまして、その日に議案の方は可決されたということになっておるんですけども、県内市町村25市町村ありますけれども、3月議会に間に合わないというような自治体もございまして、秋田市の音頭によってですね、6月、もしくは3月以降の直近の議会で提案しようではないかというようなことになりまして、今回合わせるということになっております。確かに議員指摘のとおり、時期的についてちょっと遅いのではないかと、タイムリーではないのかという話は確かにごもっともなおりでありますけれども、現実的に新型コロナに関しては5類に移行してしばらく経過しているということで、現実的に請求はないだろうということで、この時期の上程とさせていただいたということになりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 傷病手当の支給の申請がなかったということなんですけれども、実際これをどのようにして町民の皆さんにこれを周知したのか。分からない人がいるんじゃないかなと思うんですけども、実際コロナにかかって、それで仕事ができなくなって生活に困ってるというふうなことで、こういう傷病手当金が出るというのをどのように周知してましたか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保

健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまのご質問にお答えします。

当町でそれほど多く周知したという事実は確認できておりませんが、広域連合の方でホームページに載せるなどとして周知は図っておることと思います。また、病院等のレセプトにより、それがコロナが原因だということであれば、医療機関と連携し、しかるべく手当金の請求及び支給に繋げていこうとしていたものであります。

ただ、広域後期高齢者という特殊な制度でありますので、75歳以上の方がコロナに罹患して収入が減るというようなことがなかなかなかったから、この支給及び請求がなかったというふうに認識しております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第49号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第49号についてご説明いたします。

議案第49号、工事請負変更契約の締結について。

令和6年1月15日に指名競争入札に付し、令和7年3月5日請負変更契約を行った「令和5年度発生災害復旧工事（9工区）」について、下記のとおり改めて請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1. 契 約 の 目 的 令和5年度発生災害復旧工事（9工区）

2. 契 約 金 額 変更前 9,901万9,800円、

変更後 9,927万1,700円

3. 契約の相手方 秋田県山本郡八峰町八森字椿台136番地

伊藤栄建設株式会社

代表取締役 伊藤栄典

4. 支 出 項 目 令和7年度八峰町一般会計（事故繰越）

11款 災害復旧費

1 項 公共土木施設災害復旧費

1 目 公共土木施設災害復旧費

令和7年6月11日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためです。

このたびの変更契約の主な内容ですけれども、町道泊沢線の復旧で現場精査の結果、舗装面積が増加したことが要因となり、25万1,900円を増額するものです。

なお、工事箇所や現場状況等については、タブレットの方に関係資料を掲載しておりますので、併せてご確認願います。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第49号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 物価高ということで了解はしますけれども、25万円程度の増額で変更契約しなければならないほどの重要性があるのでしょうか。25万円程度の儲けが減ったことで変更契約が申請をされるというのは、ちょっとこの会社の存続すら心配になるような感じしますよ。その辺どうなんでしょうか。もうちょっと交渉の余地があったのではないのかなと。25万円増えるから変更契約してくださいということではなくてですね、25万円増えたけども私の会社は頑張りますと、町でもそのぐらい認めてくださいというふうに言えなかったのかなというふうに思いますが、その辺の対応、どういうふうな経緯でここまで来たのかということをお報告願いたい。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 今回の変更契約の関係ですけれども、災害の査定にあたって現場を確認した後に本設計を組ませていただいたんですが、その後以降に影響範囲が広がったということで、金額にすれば25万円、面積して20㎡なんですけれども、まず変更が出たということで、業者さんの方とも打合わせはさせていただいたんですが、県の方、国の方にも確認して、その分、国の補助金の方も対応できるということだったので、今回は変更契約ということで上程させていただきましたので、ご理解願いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第50号、令和7年度八峰町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第50号、令和7年度八峰町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

令和7年度八峰町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,937万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億4,973万1,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条、地方債の変更につきましては、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

令和7年6月11日提出

八峰町長 堀 内 満 也

それでは、4ページをお開きください。

第2表、地方債補正でございますが、地方債の変更でございます。

1つ目は、一般廃棄物処理施設建設工事費等負担金、いわゆる広域のごみ処理施設建設費負担金の増額に伴い、その財源となる町債の限度額を6,980万円増額し、5億8,910万円とするものでございます。

2つ目の道路長寿命化修繕計画策定事業から、4つ目の水沢橋橋梁補修事業までは、国の内示により事業費が増額となるため、町負担分となる町債について、限度額を増額するものでございます。

また、5つ目の安全安心なまちづくり推進事業から、最後のスクールバス運行事業までは、過疎債ソフト分の配分額が増額となったことにより、事業間で調整するものでございます。

8ページ・9ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正内容について、事項別明細書に基づいてご説明いたします。

はじめに、歳入についてでございます。

15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金2節児童福祉費負担金は、町外に通園する認可保育園の施設型給付費について、国の公定価格が改定されたため、国庫負担金34万6,000円を追加するほか、一つ飛んでいただきまして、16款県支出金1項1目民生費県負担金2節児童福祉費負担金についても、同じ理由で、県負担金10万1,000円を追加するものでございます。

一つ戻っていただきまして、15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金1節総務費補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金116万3,000円を追加するものでございます。

次の4目土木費国庫補助金1節道路橋梁費補助金は、国の内示に伴い、町道大沢大野線道路改良工事の財源に充てる社会資本整備総合交付金594万2,000円と、水沢橋橋梁補修事業の財源に充てる道路交通安全対策事業補助金2,762万8,000円をそれぞれ追加するものでございます。

20款繰越金は、歳入歳出補正全体の財源調整のため、126万3,000円を追加するものでございます。

10ページ・11ページをお開きください。

21款諸収入5項5目助成金のうち、1つ目の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業補助金は、職員給与費の補正に伴うもので2万9,000円の追加でございます。

2つ目の花火大会運営助成金は、企業からの助成金で80万円の追加でございます。

3つ目の地域主体の取組強化事業補助金は、秋田の観光創生推進会議からの補助金を活用して御所の台エリア未来ビジョン策定経費に充てるため、100万円を追加するものでございます。

次に、22款町債つきましては、2目衛生債は、広域のごみ処理施設建設費負担金の増額に伴い過疎債を追加するもので、5目土木債は、いずれも国の内示により事業費が増額となるため、過疎債を追加するもので、6目消防債と7目教育債は、過疎債ソフト分の配分額を事業間で調整するものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

今回の補正予算では、職員給与費の補正を行っておりますが、4月1日付けの定期人事異動に伴う増減となっておりますので、その部分についての説明は省略させていただきます。

それでは、少し飛んで16ページ・17ページをお開きください。

3款民生費1項2目老人福祉費10節需用費ですが、移送支援サービスの提供に使用している福祉車両の乗降ステップが故障したため、修繕料31万2,000円を追加するものでございます。

次の18ページ・19ページをお開きください。

3款民生費2項1目児童福祉総務費のうち、18節負担金、補助及び交付金につきましては、歳入のところでもご説明しましたが、公定価格の改定に伴い、町外に通園する認可保育園の施設給付費について、町の負担金48万1,000円を追加するものでございます。

20ページ・21ページをお開きください。

4款衛生費2項1目清掃費12節委託料につきましては、峰浜地区の資源ごみの中間処理について、価格改定により値上げとなったため、一般廃棄物収集運搬業務委託料105万5,000円を追加するものでございます。

なお、この追加の概要の説明資料をタブレットに掲載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

また、18節負担金、補助及び交付金につきましては、能代山本広域市町村圏組合が実施する一般廃棄物処理施設整備事業について、事業費が増額となったことにより、町の負担金6,973万7,000円を追加するものでございます。

なお、この増額の概要の説明資料につきましてもタブレットに掲載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

次に、6款農林水産業費1項5目農地費につきましては、3月に能代市朴瀬で発生した第2号導水路の漏水による復旧工事に要する経費として、実施主体である能代地区土地改良区に対する県営造成施設等突発事故復旧支援事業補助金124万1,000円を追加するものでございます。

24ページ・25ページをお開きください。

7款商工費1項2目商工振興費につきましては、国の重点支援地方交付金を活用し、燃料価格高騰の影響を受け、経費が掛かり増しになっているトラック運送事業者の経営安定化のための補助金として、11万3,000円を追加するものでございます。

また、同じ交付金を活用し、酒米・加工用米の価格高騰の影響を受け、価格転嫁が困難な酒蔵やハタハタ寿司加工販売業者に地場産業強化のための補助金として、105万円を追加するものでございます。

なお、この交付金の事業内容の説明資料もタブレットに掲載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

次に、3目観光費12節委託料につきましては、秋田の観光創生推進会議からの地域主体の取組強化事業補助金を活用して、コロナ禍で変化した新たな観光・旅行ニーズに対応し、多様な関係者と連携して実効性のある御所の台エリア未来ビジョンを策定する経費として、100万円を追加するものでございます。

また、18節負担金、補助及び交付金につきましては、8月に開催予定の八峰花火フェスの運営に対し、企業からの助成金を八峰町花火大会補助金として80万円補助するものでございます。

26ページ・27ページをお開きください。

8款土木費2項2目道路新設改良費と、次の3目橋梁維持費の14節工事請負費につきましては、国の内示により事業費が増額されたことから、町道大沢大野線道路改良工

事に1,198万5,000円、水沢橋橋梁補修工事に4,500万円を、それぞれ追加するもの
でございます。

少し飛んで34ページ・35ページをお開きください。

13款諸支出金3項1目国県支出金返納金22節償還金、利子及び割引料は、循環型社
会形成推進交付金の精算に伴う過年度分の国庫返還金で、4万7,000円を追加するもの
でございます。

説明は以上でございます。何とぞご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い
いたします。終わります。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第50号について質疑を行います。質疑ありませ
んか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 何点か質問したいんですけれども、まず1点目、25ページの
委託料、御所の台エリア未来ビジョン策定委託料100万円とあります。これ、全協で説
明を受けました。ちょっとやはり納得がいかないというか、もう一回説明をちょっとお
願いしたいんですけれども、まずこの御所の台再構築事業に風力発電事業がかじ取りを
して提案をする。そして、そのメンバーの中に、最終会議の中に、甲斐徹郎(株)チー
ムネットをはじめ、大森三四郎さん、それから大手の事業者さん、こういう人たちで、
住民からは滝の間から住民代表ということで門協議員さんが一人参加してますけれども、
これがどうも全協の説明だけではなかなか納得いかない点があります。

まず、どういうふうなビジョンがあるのかというところもありますけれども、アドバ
イスされたその内容を見ますと、私たちが日頃から全協とかで発言している、非常に暗
いとか動線が悪いとか、そういうことはいろんなところで、ハタハタ館との会議の中
でも話していたことが、改めてこの人たちの話だったら何とかなるのか、私たちがいくら
言ってもそれが変えられなかった点で、この風力発電のかじ取りを取って提案した人た
ちのことだったら聞くのかというところがちょっと分かりません。で、今年度は100万
円、で、その来年度は900万円というふうにあの、で、一般会計からは出さないと言
いますけれども、どうもその辺の、どこがどうなってどういうふうな使い方されてそう
なるのかっていうことがちょっと分かりませんので、いま一度、ハタハタ館と、それから
産直、それらの関連でどのように構想を考えているのか、ちょっとこの場で説明しきれ
ないと思いますが、まず町長の考えを伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観

光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

今回の100万円の委託料につきましては、御所の台エリアの再構築事業に関する内容となっておりますけれども、議員がおっしゃってる風力発電の事業者のかじ取りという部分につきましては、そういったことではございません。町が御所の台エリアを中心に町全体のまちづくりが推進されるようにというような内容で進めるものですが、その部分について、多様な方々の協力を得ながら、ワークショップを開いて意見をいろいろ聞きながら進めていこうといった段階できているところです。今後は、住民代表の方を増やすなり、様々な方々の意見を聞くなどしながら進めていきたいと考えております。

それから、会議の中で議員がいろいろハタハタ館について提案とかいろいろな意見をいただいている部分につきましては、当然ですが、たくさんの要望事項とかそういった意見があるということを全体を通してそういったビジョン作成の方に反映させていくこととなりますので、ご了承いただきたいと思います。

さらに、ハタハタ館とか産直が確かに御所の台の中心ではありますが、あの地域を中心とした、もちろんその観光客の増ですとか、そういった会社の経営とかにも当然寄与されるものではありますけれども、そういった方向だけではなくて、御所の台エリアを中心に様々な部分を見直すといいますか、いろんな方々のそういった知見を基に、町のその将来に向けてビジョンを作成していきたいというような内容で考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 非常にあいまいな、これからどういう形でその町民を巻き込んでいくのか。その全協で出されたその説明によりますとね、題名にもうはっきりもう風力発電事業をかじ取りをしたって提案するということで、はっきり書かれてるわけです。それに対して、それを提案を基にして、それでいろんなことがこれから打ち出されてくると思うんですね。それにしても、あまりにもやっぱりこの住民を無視したその会議のやりとりであったのではないか。これから今後町民を巻き込んでどのような、まあ産直とか、それからハタハタ館とか、そういうふうな人たちをどのように巻き込んで、もう少し、もう少しはっきりというか、出せないものでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

2月に開催しましたワークショップのメンバーにつきましては、説明をさせていただいたとおりですけれども、このメンバーに固定した考えはございませんので、より多くの町民の皆さんも巻き込みながら様々な意見を聞いて進めてまいりたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 21ページの一般廃棄物処理場の建設についてお伺いをしたいと思います。町長に伺います。

さきの広域議会で、いろいろこの変更契約について議論がされました。5月の23日に全員協議会を開催するという予定でありましたが、それが中止になりました。そして6月の2日、本会議でこれを議論すると。昨年の3月に23億円の増の変更契約がありました。そしてその後、請負金額は110億円。そして今度また6月の2日に8億円の変更契約と。これに対してですね、全員協議会を中止をして、そして詳しい説明もないまま本会議をやった。本会議は質問3回までですね。それで議員の理解が得られるのかどうか、非常に疑問でありました。附帯工事、特殊工事などがですね突出してたんです。日立造船が頭になってるわけですが、その大企業ですね設計部、そういうところがですね、こういう工事に対して、そういうところをね見てなかった。附帯工事、特殊工事をですよ。あり得ないと思うんですね。そしてその詳しい説明。どうして附帯工事がこういうふうに予算が増えたのか。特殊工事がどういう特殊な工事であったのか。その資材がどうなったのか。それを一切説明がないままですね、我々の質問に対して議会事務局長がですね、しどろもどろの説明をする。まあ町長もいましたから、説明がもう全然なってないんですよ。本当の、この一番大事なところについての説明が全然できなかった。それでも採決をする。そして可決になりました。で、我々もですね、私は反対しましたが。この全員協議会でそういう詳しいところをですね、しっかり説明をしていれば、私も賛成していたと思います。早く進めなければならない工事ですから。ところがそういう雑なですね、広域の議会運営をしている。私は非常に憤りを感じました。まあ町長は広域の理事ですから、そういういろんな説明があったと思います。しかし、我々議員にはその説明がないわけですね。町長は、あの臨時議会、どう思いましたか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 須藤議員のご質問にお答えします。

まず議員、議会をどう思ったかっていう私の所感でございますけども、やはり昨年です、20億円近い変更があって、また今回8億円ほどの増額を提案していただいて、まあご可決いただいたところでございますけども、その1年前もですね実はそのやはり全協でしっかりと説明するべきじゃないかといったご意見をですね、議員の方々からいただいたのも私は承知しておりました。したがって、今回実は23日に全員協議会が開かれるというところも聞いておりましたので、そういった流れでやるのかなというふうにも私捉えていたところでございますけども、議会事務局長の説明どおりですね、やはり事前の審査になってしまうんじゃないか、あるいはそういったことが懸念されるので、なかなかその額をですね明示することはできないと、そういったご説明でしたので、本当にそれで大丈夫かなと実は私も不安に思ったところはありませんけれども、しっかりと議会の中で説明していきたいというような話がありましたので、そういった体制で本会議に臨んだところでございます。しかしながらですね、議員おっしゃるとおり、やはり質問が3回までといった制限の中でですね、なかなかこう深まった議論ができなかったんじゃないかなというような思いも実は私自身持っておりますので、やはり今後ですね、しっかりと私も理事という立場でございますので、しっかりと議員の皆様になんか納得いただけるようなそういった体制づくりをするためにもですね、やはり全員協議会というのをしっかりと開催すべきじゃないかということを、やはり今後ですね事務局の方にも伝えていきたいなと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） まあ理事ですから、中止にした、全協を中止にした、その中止にした説明とか、また、例えば議長、副議長がいますね。説明がないわけですよ、はっきり言って。この前の私どもの全協でも、その中止にした理由が分からないような発言がありました、そういう状態の広域なんですね。正に能代市議会がもう独占でこう動いてると。もう他の町村がですね、ただそれについていってるような感じの広域議会なんですね。それでは私はね、この能代山本が発展しないと思います。どうかですね若い堀内町長からですね、広域の理事会で、やっぱり堂々と代表理事に発言をしていく。どうもね、みんな、田川町長、佐々木町長、堀内町長、遠慮しているような感じを受けるんですね。はい、はいでは駄目ですよ。思ったことをですね、どんどん代表理事に発言をしていってください。お願いします。

○議長（皆川鉄也君） 答弁を求めますか。

○ 9 番（須藤正人君） いいです。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○ 1 1 番（山本優人君） 今、同様の話ですけども、この今回の契約変更、まだ完成にはほど遠いんだとすれば、またもう 1 回も 2 回もあるということを想定されるということ認識していいのでしょうか。それとも、そろそろ蹴るというような話もあるのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 山本議員のご質問にお答えします。

インフレスライドの条項に関しての今回の 2 回目の協議請求となっておるんですが、こちらの方、適用対象工事が 2 か月以上ある場合に、こちらのインフレスライド条項が対象となつてまいります。工期の方が来年度の 3 月末というふうなことでするので、急激な物価高騰がない限りはないと推測はしておりますが、変更額のスライドの協議が全くないとは言い切れない状態であると認識しております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○ 1 1 番（山本優人君） また上がった場合は、これ上がった部分について国の補助というのはまたついてくるんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 山本議員のご質問にお答えします。

一応、国の補助があるという前提で、そちらの方要求していくというふうなことで動いておる状況ではございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8 番見上政子さん。

○ 8 番（見上政子さん） 25 ページの観光費の花火について、80 万円について伺います。

花火は毎年楽しみにして、今回やれてよかったなとつくづく感じてます。で、まあね、八峰町ならではの、まあこじんまりとした海に浮かぶ雄島からのこう陰になって、本当に静かな花火大会という感じを受けます。

それでですね一つお願いなのは、毎年、階段、海岸階段のところで見てるんですけれ

ども、あそこは結構人が来るんです。車も止めて、階段3段になってますので人が来るんですけども、音が全く、音響が聞こえてこないんです。いつ始まったのか、いつ終わったのか分からない。それで、ざわざわざわっと人の動くのを中浜からの見て、あ、終わったんだな、じゃあ終わるかっていう感じで、これをね、もう少しマイク延ばしてくればなというのを毎年毎年感じてたんですけども、今回まあ80万円ということで、こちらの階段海岸の方まで聞こえるようなそういう設備を整えてもらいたいと思いますが、実行委員会の方に伝えていただければと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

ただいまのお願いとおっしゃった件につきましては、先だつての全協の後に、直接私も、伺ったものについては担当の職員を通じて実行委員会の方へちゃんと伝えるようにはもう申し送りはしておりますけれども、改めて私の方からも直接実行委員会の方にもきちっと要望して、よりお客様に喜んでいただけるような開催内容に工夫していただきたいということを要望したいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） トラック運送事業者経営安定化支援事業について伺いたします。

全協でも話しましたが、この対象案件を見ると、これに該当する事業者、車の数は何台もないですよ。金額を見ても分かるとおり、このぐらいのね事業者経営安定化支援事業と銘打つぐらいならね、もっと間口を広げてね、本社が町内になれば駄目だとかでなく、全協の時は魚屋さんとかの話しましたが、ダンプをやってる人もいますしね、個人経営者もいると思うんですよ。やはりこのガソリン、燃料の高騰は、やはりかなりのダメージを与えてると思うんですよ、事業者の皆さんにね。ですからね、もう少し間口を広げて、もっと強力な支援をできないものか、もう一回伺いたと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 門脇議員のご質問にお答えいたします。

実はですね、国のこの交付金を活用した支援でございますけれども、昨年度から実は継続している事業もありまして、まだ清算至っていない、そういった事業が数多くございます。したがって、どの程度ですね余るのか、それともちょっともうギリギリ

なってるのかっていうところも正直いってまだつかみきれていないところがございますので、いずれそれがですねはっきりした段階で、改めてですね、この物価高騰で多くの町民の皆様が疲弊しているという事実はございますので、引き続きですね各方面、商工会等と色々な関係団体と連携・連絡等を取りながらですね、幅広くですね行き渡るような支援策を今後検討していきたいというふうに考えているところでございますので、その際はですね、また改めて議員の皆様に報告したいと思います。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 町長から力強い答弁をいただきましたが、いずれにしてこの内容を見るとね、補助金が1台につき7,500円。我々でも7,500円なら足りないと思います。事業者ならなおさらだと思います。もう少し手厚い支援をまたよろしく願います。答弁は要りません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 反対討論をいたします。

さきの全協において御所の台エリアの再構築構想、まあ町長の考え伺いました。全く私とは相容れない答弁でございましたが、この計画の原点というのは、長年続いているハタハタ館の赤字事業の改善にあるわけです。前町長がそのような形の中で道の駅誘致に踏み込んだ、そういう事業であったと私はこう認識しております。秋田県のトップが代わって、様々な事業、継続事業もあれば、あるいはまた新たな展開をしていく事業もございます。うちの町長も、もちろん町長の政策展開というのはもちろん変わっていくでしょうし、しかるべきもんだと思っておりますけれども、この事業につきましては、まあ計画見れば補助事業をうまく使いながらまとめ上げた当局には大変敬意を表するわけでありまして、これらのこの内容を見ても、抽象的な、正にこのきれいごとをきれいに並べたような、大変難儀したなというような、そういう計画のように私思えてならないんですね。この御所の台エリアの立地、そしてまた様々な環境を捉えた時に、やはり身の丈に合ったですね、そういうエリアにしていくべきだ、そういう思いから、この計画には、まあ当初の予算100万円のこのビジョンの作成予算でありますけ

れども、この計画見れば正に最終的には12年度以降までなっていく、非常にこの息の長い事業であります。そういうことを懸念いたしますと、私はこの事業に反対をせざるを得ない。

以上をもって私の討論といたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 先ほど課長の方から、未来ビジョン策定の際の令和6年度の御所の台エリア再構築事業の中に、風力発電のこととか資源活用してまちづくりチームというふうなことで招集してますけれども、課長がね言われたことは、それは全然ないんだということですけれども、この前の資料の中には、未来ビジョンとは令和7年2月4日開催のワークショップをベースに、実際に地域で活動してるメンバーを参画させ、風力発電で言えば大森建設、それからエネオス、そういう人たちが入ってますけれども、そういう人たちのメンバーを参画させてワークショップ、モニターツアーなどを通じて御所の台エリアを中心とした八峰町全体のまちづくりを推進するよう、実効性、実現性のあるものが未来ビジョンであると書かれています。もうこれはね、2月の4日に話し合われたことをベースにということです、2月4日に話し合われたのは正にこの企業の人たちなんです。エネオス、モンベル、それから観光協会、それから商工会、大森三四郎さん、甲斐チームなんか分からないんですけど、チームネットっていうところ、この会社の人たちが掲げたことをベースにこれからの事業をやっていくということで、まあまあどうなってるのか、さっぱりちょっと町民には納得できません。今年は100万円、来年度は合わせて1,000万円のこの未来ビジョンに費用がかかりますけれども、今のままではどう考えても町民には納得できないと思われますので、反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 賛成討論がないわけですが、私も反対討論をしたいと思います。

国際航業が御所の台エリアの構想を描きました。しかし、具体的なものは何もなくです、漠然としたそういう構想であります。道の駅をハタハタ館の近辺に移動してですね、それを建設するというのは、私はそれで賛成です。しかしながらですね、この漠然とした、はっきり言ってもやっとしたこの構想、これでですね、これからまあ詳しくいろんなものができたとしてもですよ、このエリアに人を呼べるとは思いません。私はね、堀内町長が考えたこの構想でありませんか、今ここでかじを切るべきだ。よく考えてください。前の町長からやってきた事業をですよ、今の堀内町長がまた継続してい

く。私はしなくてもいいと思うんです。それを方向転換して、そしてもっと別なですね、ことを堀内町長が考えていく。その方がですね、私はこの八峰町の発展のためになると思うんです。どうもね、この事業が本当によくなるのかなって。労力の無駄遣い。まあいろんな課長さん方おりますけども、この労力をですね別の方向に向かわせた方が、この八峰町がよくなっていくのではないかなというふうに思います。よって、この構想について反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 私は、この100万円の予算化については賛成いたします。

まあ賛成討論ということになるわけですが、皆さんが心配しているこの御所の台の計画、確かによそのものというか、まあよそのものの企業が入って計画するものはいかなるものかというふうな感覚は私も多少はあります。ですが、やはり御所の台に限らずですね、八峰町を何とか改革っていうか、観光の町として成り立たせていくためにはですね、外部からの意見も必要ですし、そのほか観光開発をしていかないとですね、地域の資源というものが八峰町にないわけです。そのためにはいろんな取り組みをしていかないとですね、若者も残らないわけです。そういうふうなことから言うとですね、別にこの御所の台にホテルを建てるとか新しい施設を今すぐ建てるとかいうことを構想するのが最終的な目的だというふうに捉えがちですけども、それは後々の話であってですね、まず町をどういうふうな観光開発をしていくかということを念頭に置いて進めていって、その先に、じゃあこれのためには、まあこういう施設が必要だということになればそれでいいわけで、最初から施設を前提にしてこの会議をやるんだという感覚で物事を捉えたらですね、それは八峰町にとっては一つも夢のない町になると思いますので、この計画については私は賛成いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。4番芦崎達美君。

○4番（芦崎達美君） 賛成討論させていただきます。

いや、本来ですと本当は反対の気持ちもあるわけですが、御所の台にお金かける分あったらポンポコ山方面もかけていただきたいなと、こう思うわけですが、やっぱりこれ何人か議員の方が今、賛成、反対討論おっしゃっておりますが、それだけ難しい事業だと思います。簡単であれば町長も単独で物事を進めたいと思います。しかしながら、非常にこの御所の台の策定には難しいと思うんです。はっきり言って、どうやったらいいのか、こうやったらいいのか、100%ないと思います。博打だと思います。ですか

ら、このように時間がかかっていると思います。で、偉い人といろいろお話し合ったり、単独でできない、そういう苦しさがあると思います。しかしながら、これは何としてもやっていくという町長の判断だとすれば、やはり町長の手腕を見たいので、是非とも立派に完成させて、今、山本議員もおっしゃったとおり、やはり1人でも2人でもね、この観光資源あるうち、いろんな手を使って手腕を見せていただくことを期待して賛成討論いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。11時30分より再開いたします。

午前11時26分 休 憩

.....
午前11時31分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議案第51号、令和7年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明いたします。

議案第51号、令和7年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億38万5,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおり

りでございます。

令和7年6月11日提出

八峰町長 堀 内 満 也

6・7ページ目をお開きください。

歳入、4款1項1目繰越金、補正前の額600万円から28万9,000円増額し、628万9,000円とするものであります。

8・9ページにあります歳出、3款1項1目医科一般管理費に同額の28万9,000円を増額するものです。

今回の補正予算につきましては、4月の定期人事異動後に人件費を反映させたものとなっております。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第51号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第52号、令和7年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第52号についてご説明いたします。

議案第52号、令和7年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和7年度八峰町簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、収益的収入及び支出の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。収入については補正はありません。

次に支出です。第1款水道事業費用、第1項営業費用に5万5,000円を追加し、補正後の額を2億5,160万9,000円とするものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費は、予算第8条に定めた職員給与費1,699万4,000円に5万5,000円を追加し、1,704万9,000円とするものです。

令和7年6月11日提出

八峰町長 堀 内 満 也

このたびの補正予算は、人事異動に伴う人件費の組み替えによる補正となっております。

なお、補正予算の内容については、タブレットの方に関係資料を掲載しておりますので併せてご確認願います。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第52号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第53号、令和7年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第53号についてご説明いたします。

議案第53号、令和7年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和7年度八峰町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、収益的収入及び支出の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。収入については補正はありません。

次に支出です。第1款特定環境保全公共下水道事業費用、第1項営業費用は966万9,000円を追加、第2款農業集落排水事業費用、第1項営業費用は4,000円を減額、第3款漁業集落排水事業費用、第1項営業費用は2,000円を追加、第4款合併処理浄化槽事業費用、第1項営業費用は1,000円を減額し、合わせて966万6,000円を追加し、補正後の額を4億7,293万2,000円とするものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費は、予算第8条に定めた職員給与費2,499万1,000円に20万6,000円を追加し、2,519万7,000円とするものです。

令和7年6月11日提出

八峰町長 堀 内 満 也

このたびの補正予算は、人事異動に伴う人件費の組み替えのほか、沼田地区に設置されているマンホールポンプ1基に異物が混入し、内部が破損したため早急に修繕が必要となったことから、所要の経費を改正するものです。

なお、各事業ごとの補正予算の内容については、タブレットの方に関係資料を掲載しておりますので併せてご確認願います。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第53号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第14、陳情第4号、再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書の採択を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、明後日13日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。お疲れ様でございました。

午前11時40分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 1 番 笠 原 吉 範

同 署名議員 2 番 伊 藤 一 八

同 署名議員 3 番 奈 良 聡 子

令和7年6月八峰町議会定例会会議録

令和7年6月13日（金曜日）

議事日程第2号

令和7年6月13日（金曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 日程の追加について

第3 一般質問

追加日程第1 議案第54号 八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

追加日程第2 議案第55号 工事請負契約の締結について

第4 常任委員会の閉会中の継続審査について

第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について

第6 常任委員会の閉会中の所管事項の調査について

出席議員（11人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一八	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	6番 菊地薫	7番 腰山良悦
8番 見上政子	9番 須藤正人	10番 門脇直樹
11番 山本優人	12番 皆川鉄也	

欠席議員（1人）

5番 水木壽保

説明のため出席した者

町長 堀内満也	副町長 田村正
教育長 鈴木洋一	総務課長 和平勇人
財政課長 堀内敬文	企画政策課長 高杉泰治
建設課長 浅田善孝	防災町民課長 工藤善美
農林水産課長 堀内和人	商工観光課長 成田拓也

税務会計課長	今井利宏	福祉保健課長	菊地俊平
教育次長	山本節雄	学校教育課長	山本望
生涯学習課長	鈴木美由紀	農業委員会事務局長	内山直光

議会事務局職員出席者

議会事務局長	石上義久	議会事務局庶務係長	須藤佳奈子
--------	------	-----------	-------

午前１０時００分 開 議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の方には、毎回の傍聴ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、４番芦崎達美君、６番菊地 薫君、７番腰山良悦君の３名を指名します。

日程第２、日程の追加についてを議題とします。

議事日程の追加につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営委員会副委員長よりご報告願います。見上議会運営委員会副委員長。

○議会運営委員会副委員長（見上政子君） おはようございます。議会運営委員会副委員長の見上でございます。

委員長に代わってご報告申し上げます。

当委員会では、去る６月11日に議長同席のもと、議会運営委員会を開催し、議事日程の追加について協議いたしました。

その結果、議案第54号及び議案第55号を本日の日程に追加し、議案とすることに決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。ただいまの議会運営委員会副委員長報告のとおり、議事日程を追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会副委員長報告のとおり議題とすることに決定いたしました。

日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） おはようございます。議席番号、山本です。

通告に基づき、一般質問いたします。

はじめに、新規起業家支援についてであります。

少子超高齢化社会、ライフスタイルの変化による消費者ニーズの多様化、インターネットを利用した商品販売の急速な浸透や大型商業施設の出店など、商工業を取り巻く環境は著しく変化しており、中小企業・商店の経営は大変厳しいものとなっています。

地元企業や商店は、豊かな消費生活の提供はもとより、交流やにぎわいを創出するものとして地域活性化にとって重要な位置づけにあり、地元企業、商店の活性化に向けた各種活動を商工会など関係機関と連携しながら進め、各種融資制度や人材育成事業による経営基盤の安定強化や後継者育成を図る必要があります。

ほかの自治体では、移住者による起業者と結びつけ、起業前に試験的に出店できる起業家応援プロジェクトがあるなど、起業を目指す方を応援することで魅力ある雇用が増え、まちの新しい魅力となり、活性化に繋がっているようであります。

八峰町の若者が新しい暮らしや働き方にチャレンジし、事業を創出する仲間と繋がり、若者が夢をかなえる町となり、若者が若者を呼び、活気ある八峰町にしていきたいと考える人も多くおります。

このような中で町を活性化するには、若者の定着も含めた起業家支援を強力に推進し、人口減少を少しでも食い止めていく必要があると思います。そのことが町の経済活動に刺激を与え、地場の既存の産業にも良い結果を与えるものと考えられるのではないのでしょうか。

町では現在、起業チャレンジ応援事業補助金支援などを打ち出しておりますが、それだけでは必ずしも十分ではなく、特に新たな事業を起こす時に必要なのは、事業開始資金であります。開業資金などの優遇策を地元の金融機関と連携して、新たな融資支援策、融資支援資金を創設していくことが望まれるところです。

近年、国の主導で労働に関する様々な改革が進んでおり、働き方も多様化しています。副業を解禁する企業も増え、副業で小さくビジネスを始め、軌道に乗り、独立するという人も増えています。起業に必要な知識を身につけられる場所、相談しやすい環境づくりを整備すること、八峰町を活性化させる若者の起業について、本町の起業を支援する

機関との連携及び本町の取り組みの説明が必要と考えます。そして、過疎地である当町での新規起業家を募集などし、当町にて新規に起業をしてもらう魅力ある政策取り組みの提案をし、その答弁を求めます。

次に、稼ぐ観光、ニューツーリズムの導入について。

人口が減り続けている町内産業は、消費額が減少しており、町内の消費額が少なくなって地域の商店の廃業が生じています。その減り続ける人口分の消費額を補うためには、観光に力を入れていくことが必要ですが、際立った社会資源、文化資源に恵まれたとはいえない当町の観光振興は、当町の特性を生かした新たな観光手法のもとに取り組んでいくべきではないでしょうか。

町には魅力のある集客施設や特別な景勝地はありませんが、唯一、世界に通じる世界遺産白神山地という自然や歴史・文化があり、この唯一の看板である世界遺産白神山地のネーミングを利用した観光で稼ぐことが必要と考えます。

そこでまず稼ぐ観光とは何なのか。地域の多種多様な資源を活用しながら、宿泊、飲食など様々な事業者と連携し、魅力的な地域を創造することで、交流人口から得られる観光収入を獲得し、地域内で経済を活性化することとされています。

この町を訪れる観光客に、宿泊、飲食、お土産などで大いに消費してもらい、八峰町のお土産が多数販売され、観光事業者が積極的に町内の農林水産物を調達する構図になれば、観光から生じた需要により町内経済がさらに活性化し、また、これまで観光に直接関係していなかった地域においても、町内の資源を活用し、観光客から外貨を稼ぐことで町内経済の活性化に寄与されることに繋がることになると思います。

国においては、スローライフの流行や健康志向の増大、地域文化や歴史の再発見・利活用の動きなどがあり、これらを生かした地域資源を効率的・効果的に活用できる地域密着型のニューツーリズムとして、サイクルツーリズム（自転車を使った観光）とですね、フットパス、これは歩く街中観光と言われておりますが、この2つの導入が行われています。

そのニューツーリズムに基づいた取り組み拡大例として、今、留山散策は、現場までバスで行って1時間程度の遊歩道散策で終えている観光を、既存の散策コースのほかに遊歩道を延長・拡大し、そのポイントで留山ができた理由、ブナの性質、ブナとクマとの関係など、二、三時間をかけ案内し、昼食には地元でとれる魚介類をメインにした料理を提供するなど、森の成り立ちや地元食の紹介やその場所の提供、また、白瀑神社を

お参りして留山散策などの観光ルートの変更、そしてガイドの説明を英語など多言語で行うことでインバウンド対応を図り、高付加価値ガイド収入を目指すことが重要です。

近頃、秋田県では、台湾などへの直行便を使った交流をしておりますが、欧米諸国はまだまだ少ないです。観光消費額はオーストラリアやドイツなどの欧米、オセアニアが多いことから、今後のターゲット国としては間違いないと思います。国においても今後力を入れることが予想されます。

また、観光庁が出している一般的なデータでは、アジア圏の観光客の訪日の目的は、テーマパーク、旅館に宿泊、日本食を食べること、ショッピングなどに関心が強いとされ、一方、アメリカなどの欧米諸国を見ると、自然・景勝地観光、自然体験ツアー、農漁村体験など、自然や歴史・伝統文化体験などに関心が強いようです。

国内の人口減少時代に観光地として生き残っていくためには、覚悟を持ってインバウンドに特化した推進や、町内サイクリングでの町内周遊観光やフットパスでのジオパークの拠点間を散歩する観光、このような観光などは滞在時間を延ばし、観光消費額を増やす手段として有効であり、導入すべきと考えます。

以上2点について、当局の答弁を求めます。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。山本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、新規起業家支援についてであります。

近年、商工業を取り巻く社会情勢は、物価高騰や深刻な人手不足、DX対応など、数多くの課題に直面しているほか、新型コロナウイルスや相次ぐ大規模災害の影響等により、消費行動の多様化やそれに伴うデジタル化の急速な進展など、中小企業や商店を取り巻く環境は大きく変化しております。

特に、地方部においては、人口減少や少子高齢化が進行する中、経済規模の縮小や生産力の低下が予想されることから、本町においても、地域経済の持続的な発展に向け、限られた経営資源を効果的に活用し、生産性向上や高付加価値化に向けた取り組みを推進していく必要があるものと認識しております。

本町においては、これまで、町内事業者や新規参入者を支援する「融資あっせん制度」や「生産性向上等支援事業」、「起業チャレンジ応援事業」、産業振興促進条例に基づく「施設整備費補助金」など、複数の事業を実施しており、直近では、山本酒造店

に併設された「LABO&CAFE YAMAMOTO」や、旧温泉施設をリノベーションした「サウナ&カフェ UMIKKO」がこうした事業を活用し、オープンしたほか、長年にわたる地域課題であった地域公共交通の分野においても、デマンド型乗合有償運送事業を兼ねる介護タクシー「ニコニコケアタクシー」が新規参入するなど、事業全体を通じて一定の効果を上げております。

また、町の政官財で設立された「八峰町の町づくりと経済の未来を創る協議会」では、令和6年から、学生と企業が一緒になって課題解決に取り組む「事業参加型インターンシップ事業」に着手しており、首都圏の大学生など2名を受け入れている事業所では、顧客の満足度向上やマーケティングに関する業務を行っております。

今後、こうした取り組みが継続され、受入れ側の人材育成力が向上することで、多様な人材が活躍できる職場環境が整備されていくものと期待しているところであります。

さらに、県においては、県内でのスタートアップを増やす取り組みとして「県外スタートアップ実証支援事業」や、新規起業を目指している若者に対し「起業支援事業」等を実施していることから、町といたしましても、様々な機会を捉えて、町民や町内事業所に広く周知してまいります。

一方で、議員ご指摘のとおり、町内事業者のほとんどが家族・親族経営の小規模な経営形態であるほか、コンビニエンスストアの利用者数の増加やインターネット販売、後継者不足等もあり、こうした状況にあつては、各種支援制度を活用しても、その効果は限定的になることが懸念されます。

このため、町といたしましては、県や商工会等の関係機関と連携し、新規事業や起業等に取り組む若者や事業者等を支援しつつ、支援制度の活用が難しい個人商店等については、プレミアム付き商品券の発行により消費喚起を促し、地域全体にその効果が発現されるよう取り組みを進めてまいります。

また、本町においては、地域課題やまちづくりに取り組む人材が不足していることから、「起業型地域おこし協力隊」制度の活用や新規起業家等の募集等についても検討を進め、商工業の発展に繋がるよう粘り強く取り組んでまいります。

次に、稼ぐ観光についてであります。

近年、観光分野においては、個人化と旅行ニーズの多様化が進み、大人数で参加する旅行ではなく、よりテーマ性の強い、きめの細かい旅行商品が人気となっており、観光庁が平成19年に滞在型を含むこのような旅行形態を「ニューツーリズム」と称して以

降、「グリーンツーリズム」や「ヘルスツーリズム」、「ガストロノミーツーリズム」など、所在するエリアの地域性やその時代の社会情勢等を反映しながら、多種多様な形態へと変化・分岐した経緯があります。

また、このニューツーリズムは、地域資源や地域の特性を旅行商品に取り入れやすいため、地域振興に繋げやすく、もともと存在する観光施設や自然環境、歴史、文化等を周遊できる観光コンテンツを造成することができれば、観光地を持たない地方部においても、十分に「稼ぐ観光」が推進されるものと考えます。

本町における観光の中心は、世界自然遺産「白神山地」周辺であり、例年、ネイチャー協会主催の二ツ森登山や留山散策、三十釜散策等が行われているほか、昨年度からはＪＲ東日本と連携した取り組みも進められ、今年度も、５月下旬から６月下旬にかけて、「リゾートしらかみに乗車し、留山散策とハタハタ館の温泉を楽しむ日帰りの旅」がツアー商品として販売されており、この企画を通じて多くの旅行客が本町を訪れております。

また、令和５年度からは、環白神エコツーリズム推進協議会の事業の一環として、白神山地周辺301kmを自転車一周する「シライチ・チャレンジ」にも取り組んでおり、白瀑神社や鹿の浦展望台、小入川橋などを周る、日本海の大パノラマが広がるエリアとして人気のコースとなっております。

しかしながら、本町においては、宿泊と観光、体験をセットにした旅行商品がないことや、複数の観光ポイントを効率的に周る移動手段が少ないこと、加えて、現在主流のニューツーリズムのニーズに対応できる体験メニューが少ないことも相まって、通過型観光から収益性の高い滞在型観光への移行が進まず、今後は、多様な関係者と連携しながら、白神のネームバリューを生かした「選ばれる商品づくり」に取り組む必要があると考えております。

今後、町といたしましては、既存観光資源の磨き上げや歴史・文化的価値の再確認を行うとともに、この６月議会において承認された「地域主体の取組強化事業」を通じて、御所の台エリアの高付加価値観光に取り組んでいく中で、「サイクルツーリズム」や「フットパス」の導入についても検討を進めてまいります。

また、今年９月には、御所の台エリアにおいて、ＪＲ東日本と連携し、外国人旅行者にも人気がある「整い」をテーマにしたウェルネスツーリズムの開催を予定しており、対外的に注目度の高いこの企画を通じて、本町の魅力を町内外に発信できるよう取り組

みを推進してまいります。

さらに、豪雨災害により通行止めとなっている二ツ森登山口への唯一のアクセス道路である町道白神二ツ森線についても、今年11月には全ての区間で工事が終了し、令和8年5月から供用が再開される見込みとなっており、これにより、同エリアと周辺地域を訪れる観光客数は増加するものと期待しております。

加えて、令和7年度が最終年度となる「第4次観光立国推進基本計画」においても、「地方誘客に効果の高いコンテンツづくり」を強力に支援しているほか、本町においても、現在、事業対象となり得る安定的な利用実績が見込める施設等の洗い出しや高付加価値化に向けた検討を進めており、引き続き、国の動向等を注視しながら、再整備に必要な財源の確保に努めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、再質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） はじめに、起業家支援についてでありますけれども、今まで町内っていうか、町民を対象にしてこれらの支援策ってというのは講じてきてるものだと思いますけれども、町内のやり手という人は、ほとんどその事業を引き継いだ二世、三世の方々であるはずなんですね。ところが、その次男、三男程度になると、みんな都会に行ってしまうということで人口減少が続くわけですけども、その方々がですね、もし町内に起業してもらえれば、これに越したことはなかったんですが、残念ながらその資金的な余裕、まあそういうアドバイス、後方支援もなかったということで、私はこの次男、三男というもののたちの残念な気持ちが分かるような気がします。

そういうことですね、これから何が必要なのかと。まあ若者が少なくなっているんだっただ呼び込むしかないわけで、そのためには、ほかの、まあ都会に行っている、少しでも起業したい、そういう人方を募集して、八峰町に来れば安くただで店を開店できるとかですね、そういうふうな極端な支援があってもいいんじゃないかなって、私はそう思うわけですよ。

で、過去に私もう一点同じことを、似たような提案をしたことがあります。町の遊休の施設、それから土地、それをただで提供するから起業に来てくださいというふうな提案もしたことがあります。そういう形でですね、町内にそういう人方がいないんだとしたら、募集したらいいんじゃないかなと。なかなかそういう募集したという経緯が私は今まで記憶ないわけですけども、もし実際募集してきたということがあったらですね、

とりあえずはまずその募集した過去の例があったら紹介してもらえますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

これまでにそういった遊休施設を利用するなど、利用して町内に起業しないかというような募集をしたことはないかと思っております。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

申し訳ございません。総務課長の方からも答弁あるようですので、和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまの答弁に追加してお答えいたします。

募集の件でございますが、遊休施設の有効活用ということで答弁の中でご紹介をいたしました「サウナ&カフェ UMIKKO」の開設にあたりまして、旧湯っこランド、こちらの活用を、まあ建物は無償で譲渡という条件で募集した経緯がございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） その辺は私も分かってますが、それだけではなくてですね、私はこの町の活性化ということについて一番危惧してるのは、例えば具体的に言うんですね、ハタハタ館に宿泊をした。ところが夕飯食べて、その後どこにも行くところがないと。いや、まあ要は早い話が居酒屋でも飲み屋でもスナックでもあまりにも少なすぎる。しかも足もない。もうちょっと、まあ居酒屋でなくてもいいわけですけども、もうちょっと立ち寄れるような商店でも、居酒屋、スナックが一番いい、個人的にはいいんですが、そういうふうな事業を起こすような人を求めてくることも必要なのではないかなと。まあ噂で聞くとですね、東八森駅前に新しく何か店が建つということはありますけど、ああいうふうな形でですね町内に店舗が増えていくことを望むわけですよ。そういうことが町の活性化に繋がるわけですから、そういうふうな後押しをどんどんやってもらいたいなと。町内には空いてる施設、場所がいっぱいあるし、まあ必要であれば個人所有の土地だってですね借りようとすれば多分貸す人が多いと思いますよ。ですから、その辺のもうちょっとこうオープンな、町がこういうふうなことを支援しますから店を開店しませんかというふうなことを出してもらおうっていうことはできないんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

いずれ先ほどの答弁の中でも少し触れましたけども、町としてもですね様々な新規事

業のチャレンジする人へのですね支援というのも現時点でも行っているところでございますけども、確かにですね、これもう少しですねPRを強めていく必要があるかなというふうに思っております。議員からご質問あったとおりですね、やはりあまりこの事業ね分かっていないという方々も結構おるとおいますので、まあ様々な媒体使いながら、少しですね、このPRの方にも力を入れていきたいなと思っております。

そしてまた、まあこの町を出ていく、あるいはこの県を出て行って、まあ東京の方に出て行ってですね活躍している方、多くいらっしゃるというのは事実であります。しかしながらですね、昨日、まあ議員も出席されておりますけども、新しい知事もですね、そういった方々にターゲットを絞ってですね、やはりこの秋田に戻ってきてもらって、あるいは私であれば、この八峰町に戻ってきてもらって様々な事業を実施できるような、そういった環境づくりもですね県と一緒に進めていきたいなというふうに思っておりますので、そこあたりですね、しっかりと県と連携、こういったところをしっかりとですね強化しながら、今後も進めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） もう一つ、今、最近できた「白神ラボ」。あそこに来る人の話を聞くと大変評判がいいわけですけども、地元の方にとっては非常にあまり好評ではないと。この原因は何かというと決済が現金が使えないということで、地元のばあさん方が行ってみたいけども、そのカードなり電子チケットがないと払えないので面倒くしくて行がれねえという話だわけですよ。まあ確かに分かるわけですけども、やはりこれからはですね、ああいう店っていうのは、まあ都会的なセンスのある店で、多分皆さん一度は行ってはみたいと思うわけですが、あまりにも敷居が高いと、まあそういう決済の関係でですね。だったら、その決済のやれるような方法をそのおばあさん方に丁寧に説明して、是非こう活用できるような、そういうふうなスタイルに導いていったら、町も、ああ八峰町に来れば各店で電子チケットなり、Pay Payとかというふうな形で支払いができるんだなということを進めていくこともまた町の活性化に繋がると思うわけですよ。ですから、まあ今、年寄りにはできねがらというふうに投げるんでなくてですね、やっぱり講習会でも開いて、その電子チケットが町内でどこの店でも通じるように、できるようにするべきではないのかなというふうに思います。そうすることによって、若者も八森ってすごいとこだなというふうにちょっとPRなってくんじゃないかなと私

は思うんですが、その辺の取り組みはできるんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本議員の提案ですけど、非常に私もいいなというふうに思いました。やっぱりですね電子マネーを所持していない高齢者の方がかなり数多くいるというふうに私も認識しているところでございます。まあこれ主催がですね町になるのか、あるいは商工会等と連携した事業になるのか、ちょっとまだ私のここですっきりとした答弁はできませんけども、いずれですね、例えばスマホを持っている方であればP a y P a yをこうやって入れていくんだとか、こういった使い方をするんだとかですね、あるいは、その電子マネーの代表的なところでいきますと、J Rさんで出しているようなS u i c aにはこういつて入金して、こうやって使えるんだとか、そういったですね使い方講座とか電子マネーの運用講座みたいなところをですね、この町の中で何回かできれば、もっともっとですね高齢者の方々もそういった利用促進にも繋がるというふうに考えているところでございますので、そういったところ、今後ですね、しっかりと庁内で検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 是非検討してもらいたいと思います。ということで1問目は終わりました、次に質問したいと思います。

最初に、私はこう稼ぐ観光の考え方として、残念ながら国内の観光客が、まあ一部裕福な人は金をふんだんに持ってて、それなりの金のかかる観光はしている人もいますが、大方あまり資金的に余裕のない人が観光をしているわけです。で、そういうふうな、まああまり裕福でない観光者の方を私はターゲットとして考えるのではなくてですね、金の持ったインバウンド、まあ外国人を対象にした観光を改めて特化して進めた方がいいのではないかなというふうに考えているわけです。

で、まあ先日、ハタハタ館の宿泊施設、あれ外国人対応ということでシャワーをつけたんですがね。そういうことまで町として考えているのであればですね、やはり外国人を積極的に受け入れる体制づくり。で、そこで親切丁寧な、まあもっとこうレベルのアップしたようなガイドをすればですね、1万円の観光でなくて3万円とか4万円のかなり高いガイド料を取っても十分やっていける観光を目指すべきではないのかなと私は考えているわけですよ。

で、冒頭の質問の説明の中で、留山の散策路もうちょっと拡大するということをして、

現在、ネイチャー協会の会員を主体にルートがあるのかどうかということを今、今年度調査する予定にしております。まあそういうこともあってですね、あそこで二、三時間過ごして、昼には例えば白神ラボで飯を食う、ハタハタ館で飯を食うというふうな形をつくっていけばですね、かなりの金を取っていけることができるんじゃないか。まあそういうふうなことをひとつ考えております。

もう一つは、先ほども言ったように自転車道の町内観光、それとフットパスという歩く観光です。これは、自転車の方は昨年でしたっけか、白神山地こう回って歩く、何だっけ、さっき言ってあったよな、まあそういうのをやってるようですが、それはそれもありますが、それも導入してほしい気持ち。それからもう一つはフットパス。これはジオパークのガイドが今年から始めている、始めたのかな、まだ聞いてませんが、ジオパークの拠点間を歩いて、まあ説明しながら歩きでいくと。今までは目的地までバスで行って、その道中バスという形であったんですが、今度は歩いてそれを観光しようというふうな取り組みを始めるということになっているようです。そういうふうな自転車なりフットパスを、歩く観光なんかをやっているのであれば、そこに外国人を入れる。外国人をターゲットにしたガイドをつける。なおかつ、そのガイドの中身をですね多言語、まあ英語は英語を主体ならと思いますが、そういうふうな英語で解説をするというふうなことをやれば、十分外国人対応もできるんじゃないかなというふうに考えておりますが、その外国人をターゲットにするということについての町としての考えはどうかかなということを最初に聞きたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

町では、議員おっしゃるとおり、インバウンド観光の重要性からハタハタ館にシャワールームを新設・追加しておりますけれども、そういったハード事業はもちろんですけれども、やはりお客様にきちっと案内できるソフト面の充実というものも大変重要であると考えております。その中で、町の観光をPR・紹介できるガイド人材といったものの充実は大変重要であると思いますので、ガイドの会の皆さんとも話しながら、この多言語化による解説に向けてどういった方法ができるのか、また、他市町村等で実施されている内容を情報収集しながら、そういった人材面のバックアップも考えていきたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 多言語については是非やってほしいと思うんですよ。というのは、何ていえばいいかな、今は、先日テレビで見てたらですね、今、AIによる何、同時通訳のアプリがあるそうで、お互いにその何だ、携帯でもってそのアプリを使えば、日本語で言ってるのが英語でもう翻訳されて伝わるというふうなアプリがもうあるそうなんです。そういうふうなものを使えばですね、英語がしゃべれない俺でも、もしかしたらなまってなければ通ずるのではないかなというふうに思うわけですね。そういうふうなことの導入の、まあ試験的にやってみてはいいんじゃないかなと、そういうふうに思います。

あともう一つ、最後になろうとするわけですが、町長の答弁で施設の洗い出しとですね、何だっけかな、再整備に必要な資金、財源確保をするというふうにあったわけですが、何か施設の整備にこう傾注されているように聞こえてくるんですね。そうではなくて、施設の前にどういうふうなイメージで、どういうふうな順番でこう進めていく、その先に施設整備があるのであってですね、何かその辺がこう検討するとか、先日何だっけ、御所の台のエリア構想の話が出ましたが、説明不足なのか受け取り側の相違なのか分かりませんが、検討イコール施設整備に繋がっているような言い方に聞こえてくるんですね。ですから、その辺はもう少し考え方っていうか説明が十分した方がよいのではないかなというふうに思いますが、その辺について、いま一度その考え方について返答をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

町の観光に関しましては、町の課題としてやはり食と体験、宿泊の3つを充実させて、体験型・滞在型の観光、これを進めていかなければならないと考えているところです。そういったことから、まず食べる物につきましても町内にあります輝サーモンですとか黒椎茸、あとは生薬、そして日本酒、そういったもの、町を代表するそういった地域の食材を活用して、まず魅力ある新メニューを開発する。そして体験につきましても、まあいろいろな実施主体、まあネイチャー協会さん等協力しながら、そういった体験につきましても魅力を上げるような取り組みを考え、そして宿泊部門につきましても、いろいろとインバウンド対応といったそういった整備もバランスよく行う必要があると考え

ております。そういったことから、町も町内にありますいろんな企業・団体の皆さんと連携して、地域の魅力を上げるような取り組みを進めていく考えでおります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 堀内町長。

○町長（堀内満也君） ちょっと幾つか補足いたしますけれども、まず最初に外国人の対応でございますけれども、いずれこれからですねインバウンドがどんどん増えてくるといった中で、やはりそのターゲットをですね外国人にある程度絞っていろんな事業を進めていくというのが非常に大事だなというふうに思っています。こういった中で、補正予算をですね4月に確か提案させていただきましたけど、その際ですねデジタルパンフレットの更新についてもご説明させていただいたところでございます。当然この中にはですね多言語化対応しているところもございますので、そういった形で外国人対応も進めていきたいというふうに考えておりますし、そしてまた議員からご提案のあったA Iアプリですかね、その通訳のアプリがあるのであればですね、そういったところ、まあ我々もかなり不勉強なところがございますので、今後ですね、しっかりとそういった分野についても研究していきたいなというふうに思っております。

そしてまた御所の台エリアの話が少し出ましたけれども、やはり今回提案してですね、ご可決いただいたところでございますけれども、さまざまな議員の方々からですね、やはり説明不足、あるいは我々の思いとですね、ちょっとこう合致していないところがちょっとあるのかなというふうに私も捉えておりますので、今後ですね皆さんとの協議、あるいは話し合いの場をですね、また改めて設けさせていただきまして、しっかりとですね説明をしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 御所の台エリアに限ったことではないんですが、やはり町内、町内っていうか町の活性化のためにはいろんなその動いている団体と代表と話し合うべきではないのかなって。町の役所内、役場内の職員だけで話し合いしててもね、実際に絵に描いた餅になるんですよ。その仕事をやるのは最終的には誰なるかというのと、その団体であり、個人がやることになるわけですね。ですから、やはりそういう人方の意見を聞いて進めていくことが必要なんではないかなと思いますよ。まあそれが委員会開くからじゃんこかかるというのであれば別に手弁当でもいいわけですよ。まあ金が必要

だという人がいたらそれはやめればいいのであってです。いろんなやっぱりアイデアを持ってる人は結構いるはずなんで、まあそういう人方をピックアップしてこうそういう、まあ別の委員会でもいいし、提案をするような会を私は設けたらいいのではないかなと思います、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 実はですね、またこの御所の台の話で進めますけれども、ワークショップを開催した時にはですね地元の商工会、観光協会、そしてまた産直会、若手の企業家等々ですね幅広く我々も声がけをして、まずはですね第1回のワークショップを開いたところでございますけれども、いずれですね町のあらゆる関係者の方々にですねお声がけを引き続きかけながらですね、様々な意見をこう取り入れながら事業を展開していきたいなというふうに思っております。

いずれ我々もそういったところ、議員の皆様にはかなり説明が不足しているというふうに認識しておりますので、今後ですね、やはり説明の機会を多く設けてしていきたいなというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ありませんか。

○11番（山本優人君） ありません。

○議長（皆川鉄也君） これで11番議員の一般質問を終了いたします。

休憩いたします。11時より再開いたします。

午前10時53分 休 憩

.....
午前11時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、3番議員の一般質問を許します。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 議席番号3番、奈良です。

通告に基づいて一般質問いたします。

最初に、風力発電事業者の安全対策等についてお尋ねいたします。

2011年3月11日、東日本大震災の巨大津波により発生した東京電力福島第一原発事故を機に、全国に風力発電所が増えていきました。秋田県の風力発電導入量は、2024年度末時点で北海道、青森に次いで全国3位、307基の陸上風車と、秋田市と能代市の港湾に立ち並ぶ33基の洋上風車は、威圧感と異様さを漂わせ、のどかだった秋田の山、

里、海の風景は大きく変わってしまいました。

化石燃料を使わないことから、風力発電や太陽光発電はクリーンエネルギーというイメージが先行しがちですが、ここ数年は、風力発電事業者と国会議員の癒着による汚職事件や、CO₂を吸収し地球温暖化防止に寄与するであろう貴重な保安林や山林を伐採して風車や太陽光パネルを設置し、結果的に環境破壊や土砂災害を招くという非常にナンセンスで矛盾に満ちた開発行為、悪質な事業者と地域住民とのトラブルなど、とてもクリーンとは言えない再エネの実態が浮き彫りになってきています。

また、今年に入ってから、能代市・三種町・男鹿市沖、由利本荘市沖、千葉県銚子市沖で圧倒的に安い売電価格で事業者に選定された三菱商事を中心とする事業体が、資材高騰や円安で環境が変化したことを理由に洋上風力計画をゼロから見直し、2024年4月から12月期連結決算では洋上風力関連で522億円の損失を計上したことが明らかになり、洋上風力を推進する県や関係自治体に事業の先行きに対する不安と衝撃が広がっています。

そんな中、5月2日に秋田市の新屋海浜公園内で、風車のブレード破損落下によると思われる痛ましい事故が発生しました。風力発電に関心のある方以外にはあまり知られていないかもしれませんが、2023年度には風力関連の事故が全国で36件起きています。尊い人命が失われた今回の重大事故は、これまで風力発電のデメリットとして主に指摘されてきた景観の悪化や低周波音による健康被害以前の、風車の設置や立地の正当性を根幹から揺るがす深刻な問題であり、最も優先されるべき風車の安全性が実は全く確保されていなかったことを露呈しました。国や事業者が風力発電の安全対策を軽視してきた結果であるとも言えます。自治体や土地所有者もまた、風力発電がもたらす固定資産税の増収や借地料収入、事業者の地域振興への貢献など経済効果にばかり着目し、風車の危険性や事業者の安全対策を見過ごしてきたのではないのでしょうか。

今回事故が起きた風車は、15年前にも稼働からわずか1年でブレードの落下事故が起きており、能代山本洋上風力発電を考える会の中根慶照会長は、「羽根を全部取り替えたとはいえ、再稼働は拙速だったのではないか。安全性が本当に確認されていたのか疑問だ。」と北羽新報の取材に答えています。また、「落雷によるブレードの損傷は外から見えにくく、知らぬ間に内部の劣化が進行する恐れがある。」とも指摘しています。

町はこの死亡事故を受け、町内で風力発電事業を行っている事業者10社に対し、風車の保守管理状況の確認と適切な点検実施を文書で依頼し、全社から「異常なし」の回

答を得たとの新聞報道がありました。しかし、今回の事故が起きた風車も、事故前日の点検で「異常なし」でした。それでも事故は起きてしまったのです。

そこで3点お尋ねいたします。

町は事業者に、「点検の頻度」、「直近の点検結果」、「過去に発生した不具合と対応について」質問しました。これらに対する回答内容を町の広報等で公表すべきではないでしょうか。

次に、今回の事故を受け、風車設置場所への立入規制を検討する考えはありませんか。

風力発電設備と生活圏との距離があまりにも近いと私は思います。この現状についてどのように考えているのかお聞かせください。

続いて、防災力の向上及び防災訓練について3点お尋ねいたします。

近年、自然災害が頻発化し、また激甚化しています。当町においても2023年7月に発生した豪雨災害が記憶に新しいところですが、地震や津波に加え、水害への備えが新たな課題として浮上し、同時にまた住民の防災意識は高まっていると感じています。

昨年の防災訓練で堀内町長は、「地震直後に避難する車の渋滞が各地で発生していることを踏まえ、実態に合った訓練が必要である。」と指摘しました。その指摘が先月、椿・椿台地区を会場に行われた防災訓練に生かされたのだらうと思いますが、自治会が自主的に車による高台への避難のルールを定めていたこともあり、徒歩と車による避難が併せて実施され、より実態に即した訓練となりました。

訓練には自治会から五十数名の住民が参加し、八森体育館でのプライバシー保護テントの設営や段ボールベッドの組み立て作業、救急救命講習も行われ、真剣かつ和気あいあいとした雰囲気の中で住民同士が協力して取り組んでいました。

そこで3点お尋ねいたします。

人口減少により、今後ますます自助、共助の力が問われてくると思います。防災意識の高まりを個々の「防災力」に繋げるためには何が必要であると考えますか。

防災、あるいは発災時、避難生活など、様々な場面で自治会役員、消防分団員に加え、防災士も重要な役目を担うことになります。防災士養成の県事業を活用し、防災士の資格取得者を増やす考えはないでしょうか。

最後に、防災訓練の参加者はどうしても年齢層の高い人が多くなりがちですが、若い親子や小・中・高生など広い世代が参加しやすい工夫が必要ではないでしょうか。

以上について考えを伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの３番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 奈良議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、風力発電事業者の安全対策等についてであります。

風力発電設備は、再生可能エネルギーとして期待される一方で、適切な管理運営が行われないと重大な事故に繋がる危険性を含んでおり、今回、秋田市で発生したブレードの落下事故は、風力発電設備の安全管理の重要性を改めて認識させられることとなりました。

この事故を受け、町では、町内で運転稼働している大型風車の事業者１０社に対し、５月９日付けで適切な定期点検の実施を依頼するとともに、「点検の頻度」、「直近の点検結果」、「過去に発生した不具合とその対応」の３項目について回答を求めたところであります。

事業者からは、直近の点検結果では異常がなかったことや、過去の不具合についても対応済みであること、風車運転に影響を及ぼす損傷や異常等がないことなどが報告されております。

また、町が「再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設に関するガイドライン」を設定する前から稼働している４社についても、現在調査を実施中であります。

さらに、５月１２日付で、県クリーンエネルギー産業振興課より風車の設置場所等に関する調査依頼があり、「立地場所における柵や塀の有無」や「立入禁止看板の設置状況」、「民家との距離」等について、現地調査を行ったところであります。

しかしながら、風力発電設備の設置場所については、法令等の基準や資源エネルギー庁の風力発電に関する事業計画策定ガイドラインがあるため、現時点では、町独自の規制等は難しいものと考えております。

今後、町といたしましては、事業者に対して、町のガイドラインに基づき、周辺住民への安全対策を徹底することを求めていくとともに、今回実施した点検結果等についても、町民の安全・安心に繋がるものと考え、広報やホームページに掲載したいと考えております。

また、風力発電設備の導入に際しては、事業の安全性と信頼性の確保が不可欠であることから、今後は、県や他市町村と連携を強化し、同様の事故を未然に防止するための安全対策等について国に要望してまいります。

次に、防災力の向上及び防災訓練についてであります。

近年は、全国的に地震や大雨、洪水などの自然災害が激甚化、頻発化しておりますが、町に対しても防災講座の開催に関する問い合わせがあるなど、町民の災害や防災への関心が高まってきていると感じております。

こうしたことから、このたびの防災訓練においては、これまで以上に実践的な訓練とし、地域の方々は、自家用車や徒歩による避難を行ったほか、プライベートテントの設営やダンボールベッドの設置など、災害時の行動を住民自らが確認したところであります。

ご承知のとおり、本町は日本海中部地震の被災地であり、その記憶や教訓を風化させないよう、引き続き防災訓練等を行いながら、町民一人一人の防災意識の向上や地域の防災力の維持・向上に努めていく必要があります。

このため、地域防災のリーダーとなる防災士の増員は必要と考えており、県と連携した事業である「防災士養成事業」を継続して行い、今年度も全戸配布のチラシや町公式LINEにて参加者を募集することとしております。

また、災害に対する高い関心を実際の防災行動に結びつけるためには、「自助」のための防災の基礎知識を身につけることが大切であることから、災害発生時における避難行動を、広報やハザードマップ、防災講座等を利用しながら広く周知してまいります。

一方、防災訓練への参加しやすい工夫については、これまでも日本海中部地震の発生日である5月26日周辺の日曜日の早朝に実施することで、より幅広い世代が参加しやすいように配慮してきたところであります。

町の防災訓練は命を守る大事な事業であると捉えておりますので、今後は、より多くの若い親子や小・中・高生に参加していただけるよう、関係自治会や教育委員会と連携しながら、積極的な参加を促してまいります。

いずれにいたしましても、これまで以上に災害に強いまちづくりを進めるためには、ハード整備だけでなくソフト事業も重要でありますので、引き続き実践的な防災訓練を行いながら、「自助」、「共助」、「公助」が機能するよう取り組みを強化してまいります。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 3番議員、再質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 1問目の①に対する答弁で、広報やホームページで公表はする

というお話でしたが、この点検のやり方なんですけども、どのようなやり方で点検をしたのか、その辺についての回答はありましたか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前11時17分 休 憩

.....

午前11時18分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

当局の答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） 奈良議員のご質問にお答えいたします。

点検の内容ですけれども、まず点検の頻度としまして、月次のもの、それから半年、また年次で行われているものということで、巡視につきまして例月のものは目視のものもございます。あとは法定の基準に則って、保安全管理上の規定に則って点検の内容は実施されているというような内容でございます。

○議長（皆川鉄也君） 3番議員、ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 目視のほかに、その法定基準で定められた点検の仕方について知りたいんですけども、やはり目視だけでその微細な傷を発見するって非常に、相当、鳥ぐらい目がよくないと見つからないと思うんですけども、その法定基準で定められたその点検の仕方について教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。

（「すいません」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前11時21分 休 憩

.....

午前11時21分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの質問にお答えいたします。

申し訳ありませんけれども、法定の細かいその点検内容につきましては承知しており

ません。

ただ、一部の事業者の方からはですね、実際にドローンを飛ばして、実際にそのモニターで拡大してブレードなどそういった設備を確認した、点検を実施したといった事業者もございました。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 3番議員、ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 能代市の風の松原自然エネルギーと、あと白神ウインド、こちらを運営してる大森三四郎社長ですね、の話がありましたが、「住民の不安を払拭するために点検を徹底する。」と語っております。この風の松原社では自主点検を月1回、また法定点検を年2回実施していると。で、自主点検では、保安規定に基づき、風車の外観、音、送電線、変電所に異常がないか調べていると。ということで、5月の1日、2日に実施済みであったようです。まあ法定点検は、その作業員が停止したブレードを地上から望遠鏡で目視するほかに、ブレードの内部に作業員が入って内側から点検して、そのブレードの先端部分にはファイバースコープを入れた確認なども行うということです。事業者によって多分いろいろ細かく調べるところもあれば、ざっと目視で終わらせるところもあるのではないかなと思うんですね。で、この目視、望遠鏡で目視っていうのは随分原始的なやり方だなと思うんですけども、洋上風力発電、能代山本洋上風力発電を考える会の中根会長が言っているように、やはり微細なひびとかそういうものは目視では分からないと思うんですね。ですから事業者には、なるべくその精度の高い点検を求める。自治体はその点検とかに関与できる法的な裏付け、今のところないかもしれませんが、やはり住民の安全と生命を預る責任が自治体にはあるわけですから、法的裏付けがないから関与してはならないということもないと思うので、この事故を契機にしてですね、県と連携して、事業者の方には点検の、厳格な点検を求めていると思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 陸上であれ洋上であれですね、この風力発電というのはやはり地域の皆さんのですね安全っていうのは絶対的な条件だと私は思っております。したがってですね、議員おっしゃるとおり、厳格な点検というのは非常に重要であると私も思っておりますので、現状ではなかなか、その設置されている自治体の何ていいですかね、権限というのは現状ではないところでございますけれども、やはりもう少しです

ね、その設置自治体としても点検に対して意見が言えるような、そういった仕組みづくりが私も大事だと思いますので、今後、県、あるいは近隣自治体とですね、しっかりと連携しながら国の方に働きかけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 3番議員、ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） それで、この広報等で公表する内容ですけれども、分かる範囲で、概要でいいので、どのような方法で点検したのか、その辺についても一覧にするなりして公表していただきたいと思います。

やはり住民が不安を持つっていうのは知らないからなんですよ。情報を知らせると不安に思うという勘違いしている首長も中にはいるみたいですが、やはり知らないということが一番不安の材料になりますので、分かる範囲でいいので、その辺の一覧を公表していただければと思います。

それから、風車設置場所への立入規制を検討する考えはないかについて、はっきりした答弁がなかったかと思いますが、これについてもう一度お答えをお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

立入規制につきましては、町が事業者に対して法定な権限といいますか、そういったものはありませんので、強制力は持っていないといったことで、今のところ現時点ではできないと考えております。

○議長（皆川鉄也君） 3番議員、ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 強制力はないということですが、そうであれば、やっぱり風力発電施設っていうのはやっぱり危険物、危険な建物であるので、あまり近寄らないようにというその注意喚起の看板ぐらいは立てるべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

看板につきましては、国のガイドラインの中で設置を義務づけておりますので、ただ、現場を全て今回確認いたしましたところ、数か所確認取れないところがありましたので、これについてはこちらから、町の方から事業者に対して対応を求めたいと考えてお

ります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） やはり今回、人が一人亡くなったわけですから、踏み込んだ、従来よりも踏み込んだ行政指導的なものが必要ではないかと私は考えます。

それから、3番についても明確な答弁がなかったと思いますけども、この近すぎる、人の生活圏と風力発電設備が近すぎるこの現状について、町長の見解をいま一度求めたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町内にあります風力発電設備を全て現場を検証したところ、最寄りの民家からの距離といたしましては、近いもので13mというものも確かにございました。これにつきましては、国等のガイドラインにありますとおり、風力発電設備の設置事業者が、その地権者はもちろんですけども、周辺の住民の方々にもきちっと説明をしながら、合意の上で設置する義務があるといったことでありますので、まあ現時点でも風車に隣接した方からそういった距離に関して苦情なり問題があるといったところは承知していないところですので、この距離につきましては、事業者側がきちっとその近隣住民と説明合意の上で立っているといったことを、まず町としては距離に関しては地域の人方の了解を得ているものだというふうに認識しております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 今回の事故が起きるまでは今までのような対応でよかったかもしれませんが、やっぱりこういうね人身事故が起きてしまった以上、今、13m、一番近いところで13mという話がありましたけども、今回の事故で亡くなった方は、その風車、あ、ブレードが80m先に落ちたということですよね。何か13mもやっぱり当然危険範囲にあるわけですから、今後は、もしまた陸上風力発電の設置計画というのが、計画が分かった場合ですね、その段階で、やはり町として生活圏からなるべく距離を離してくれというふうに申し入れすることは必要ではないかと思っておりますけども、これについていかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、距離につきましては何mが安全かといったところは明確になっておらない状況ですけれども、今回の事故の内容、原因究明とかがきっちり進みまして、国の方からそういった安全基準についての見直しなどそういったところも今後出てくるかと考えております。いずれにしても、町の方でも他市村、それから県などと情報共有して、この距離についてもきっちりと住民の安全に繋がるような取り組みがちゃんとできるように検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 3番議員、ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 町長の見解も伺いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） この距離につきましてはですね、やはり先ほど課長から答弁あったとおり、13mというのはかなり近い距離にありますので、いずれ今後ですね、その国のガイドライン、また町にもガイドラインありますけれども、そういったところでですね、その距離記載っていうのも今後検討課題としてはあるのかなというふうに思っております。

また、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、来月ですね県の方で設置する自治体を集めてですね検討会等やるというふうに聞いておりますので、そういった場面でも、この風車と住家との距離というところもひとつ議題になろうかと思っておりますので、そういったところでもですね話題にしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 3番議員、ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 1問目の再質問はこれで終わります。

続いて2問目の再質問ですが、いくら防災意識が高まったところでその具体的な行動に結びつかなければ、やっぱり意味がないと思うんですよね。実際に、いつどこで、どんな状況で災害に遭うかも分かりません。例えばタイムラインで発災時の行動計画を立てるとか、非常用持ち出し袋を準備しておくとか、いろいろ防災、町の大きな防災ハザードマップには、災害時の避難行動についてであるとか非常持ち出し袋、あるいは日

常備蓄、ローリングストック、情報入手のチャンネル等々、いろいろ書いてあるわけですが、やっぱり普段大きな防災ハザードマップ、確かに非常に立派でよくできてはいるんですけども、頻繁に見る人はどれくらいいるかというと、それほど多くはないかと思うんです。で、まあ普段使いしやすい小型版の防災ハンドブックのようなものもこれから必要になってくるのではないかと思います。

実際この、まあ例えばですが、持ち出し袋を揃える。この行動に踏み出すまでも結構ハードルがあると思います。というのも、私も防災士の資格を持ちながら、持ち出し袋ひとつ準備してないので人のこと言えないんですけど、特に昨今の物価高ですね、このような状況では、日用品と食料を買うので精いっぱいなんですよね。で、なかなかその防災グッズを揃えようというところまでいかないのが実情だと思うんです。ネットを調べればいくらでも持ち出し袋は探せるんですけども、どれを選べばいいか迷ってしまいます。

そこでひとつ提案なんですけれども、当町、モンベル社と業務提携しておりますけども、このモンベル社とタイアップした八峰町オリジナルの防災グッズ、あるいは持ち出し袋といったものを企画販売するというのもひとつの手ではないかと思うんです。もしそういうものがあれば、町民も、あ、町のそのオリジナルの、しかもモンベル社と開発したおしゃれな防災グッズがあれば買ってみようかっていう気になるんじゃないかと思います。それで防災に対するハードルも下がってくると思います。また、ふるさと納税の返礼品として、この共同開発した商品を売るということも可能ではないかと思いますけども、まあこれは事前通告してませんけども、このアイデアについて何かお考えがあればお聞かせください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 奈良議員のご質問にお答えします。

奈良議員の方から、非常用の持ち出し袋、防災リュックと呼ばれるものについての質問、ご提案というふうにお伺いしますけれども、実を言いますと、つい最近、畑谷地区の老人クラブの方からなんですが、この防災講座について開催していただけないかというふうなお話をいただいております。その中の一つといたしまして、実際に防災リュックというのはどういうものが入っているのか、そしてどれくらいの重さなのか体験させていただきたいというふうな、すごくいいお話をいただいているところでして、

町防災町民課といたしましても、そちらのものを揃えた上で防災士の方に講演を頼んで防災講座の方を行おうと思っているところでございます。まだ日程等の方は決まっておりますが、今後そのような各いろいろなところからの防災講座の方の要請に対応してまいりたいと思いますし、その要請だけではなくて、町の方からも各自治会等にこういうことできるよというふうなことを伝えていきながら、今回議員の方でおっしゃっております個々の防災力、共助でなく自助のその個々の防災力の強化につきまして周知の方を強めてまいりたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） 町長からも補足お願いします。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 奈良議員のご提案、非常にいいなと私も今思ったところでございます。

実はモンベルとの連携協定、まあ7つあるんですけども、その1つにですね防災意識の向上というような項目もございます。そういった観点から考えますと、やはりそのなから議員ご提案のですね、モンベルさんとタイアップした防災グッズの販売、制作販売、これ非常にいいアイデアだと思いますので、ちょっとねコスト的なところ、どういったぐらいかかるのかどうか、いずれ幅広にですね、そういったところも検証しながら検討しながらですね、できれば実現に向けて取り組んでまいりたいなと思っております。そしてまた、それをですね、ふるさと納税の返礼品に活用するというのも非常にいいアイデアだというふうに思っております。そういったところも含めましてですね、検討を進めてまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 大変いいお答えをいただきました。是非検討よろしく願いたいと思います。

それから、②の防災士の増員、防災士を増やす考えはないかということの再質問ですが、これは受講資格は何歳からなんでしょうか。もし可能であれば中・高生にも受けてほしいなと思いますけども、年齢制限ありますよね。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。

（「ちょっと休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前11時41分 休 憩

午前 11 時 41 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

当局の答弁を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 奈良議員のご質問にお答えします。

大変申し訳ありません。年齢につきましては、ちょっと下がいくらなのか、これからちょっとご確認させていただければと思います。

ただ、大学生に関しましては、実際に取っているというふうな現状を踏まえておりますので、少なからず18歳以上は可能であるとは思いますが、詳細な点について後ほどご回答させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 先日、町の広報と一緒にその防災士の募集のチラシが早速入っていました。ありがとうございます。で、今、町におそらく五、六名ぐらいの防災士がいるかと思うんですけども、特にですね消防分団員と女性に挑戦してほしいなと思うんです。おそらく消防分団員で防災士の資格を持っているのは私だけですかね、今のところ。もしかするとそうかもしれないと思いますが、消防分団員と女性の資格取得者を増やしてほしいと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 奈良議員のご質問にお答えします。

うち方の方で県の事業を使いまして取得した人数は、平成元年の年に4名、令和5年に2名でありまして、6名の方、取得はしておるんですが、残念ながら1名亡くなった方がございますので、今現在は5名となっております。その中の内訳といたしまして、4名が男性であり、1名が奈良議員であるというふうなことと、消防団員に関しましては、奈良議員のほかにもう一名いらっしゃいます。

で、奈良議員先ほどおっしゃっていただいたとおり、6月10日に全戸配布いたしまして、今現在の問い合わせの方が3件来ております。その問い合わせの内訳なんですけれども、男性2人、女性1人というふうな形で今問い合わせ来ておりますので、これから県の方に要望してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 2番についてはこれで終わります。

あと③のこの、より広い世代が参加しやすい工夫ということで、こちらも一つ提案ですけれども、防災とキャンプ、あるいは防災とペット、防災とキッチンカーの炊き出し、あるいはマルシェなど、その何かと組み合わせて防災訓練に楽しく参加できるような工夫が必要ではないかと思うんですけれども、防災訓練いろんな形があると思いますけども、やはり特別なものにしないためには、こうしたついでに何かと組み合わせて楽しくやるっていう工夫が必要だと思うんですけど、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 奈良議員のご質問にお答えいたします。

申し訳ありません。奈良議員が今ご提案いただいたような内容、うちの方の方でちょっと考えとしてはございませんでした。是非ともそのような考えを検討課題の一つとして、参加しやすい防災訓練の構築の方に努めさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。

○3番（奈良聡子さん） 終わります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ないようですので、これで3番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。午後1時より一般質問を行います。

午前11時47分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、8番議員の一般質問を許します。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 午後引き続き傍聴の皆さん、ご苦勞様です。お疲れのことと思いますが、私が最後ですので、どうかよろしくお願いいたします。

通告に従いまして一般質問を行います。

まずはじめに、投票所減少は投票率低下に繋がる、についてです。

4月22日の全員協議会において、投票所の再編について説明がありました。投票所を8か所から3か所にする理由として、期日前の投票の浸透により当日の投票者数が減

少していることから、効果的な選挙執行の管理と運営のためとありました。また、立会人のなり手不足と高齢化が深刻な課題の一つであり、期日前投票も含めて再編することです。一番効果的な選挙執行の管理と運営について述べて、その次に人手不足ということを述べております。効果的な選挙執行の管理と運営は、具体的にどのようなことですか。

再編した場合、再編後に投票率が大幅に低下することがないように何々必要とするとの説明文もあります。大幅な低下が見込まれているのです。そのことは私以外の議員に指摘され、そうではないと言われましたが、低下は明らかです。

全員協議会は、このことについて賛否を問うものではなく、これにかかる予算執行で議会の議決を経て、このやり方でいいのか採択されるものだと私は思っていたのですが、マスコミでは全協での説明が決定されたと報じ、私は驚きました。参議院選挙にかかる費用が議会として議決をしていく、これが本当のやり方ではないかと思います。

投票立会人の担い手不足とその対応について、参議院常任委員会の特別調査室の資料をネットで調べることができました。民主主義を維持していくためには、選挙における投票環境の確保は言うまでもなく重要な課題である。投票所減少は、各投票所に2人以上必要とされている投票立会人の背景にあると思いますが、担い手確保が困難になっているのは全国共通ですが、長時間の立会いもその要因ではないかと書かれて、交代制が進められていくべきだとしています。

当町は高齢化が進み、交通弱者に対して選挙権を保障することが投票率を上げる鍵ではないでしょうか。市町村アカデミー、「投票環境向上の取り組み」と題して講義しました河村和徳大学教授も、同じようなことを資料を見ると指摘しております。また、同様のことは障がい者の一人暮らしも同じことです。当局、156人いると言われました。これらの方々に与えられた賛成権を保障することは、行政の最大の義務であります。期日前投票が多くなったとはいえ、町内2か所で、能代市でのスーパーなどでもできますが、交通弱者にはこれは影響がありません。そのためにデマンド型移動支援を実施して地元タクシー業社へ委託し、予約は選管までとありますが、役場の時間帯にしか連絡が取れません。それからデマンドへ、そして本人への連絡は果たしてスムーズにいくのでしょうか。高齢者が選挙管理委員会に電話してその返事が返ってくるのを待つ、こういうことができるのでしょうか。当日、3km以上離れた地区へのバス運行は、具体的にどの地域を示しているのでしょうか。

また、行政協力会議の中で説明した際、意見が多く出されたと報じられております。どのような意見が出されたのでしょうか。

一番効果的なのは、投票所がなくなった地域に期日前投票を配置することではないでしょうか。高齢者が手押し車を押して投票所へ行けることが一人一人の投票権を行使させることだと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

次に、学校給食費とエアコン購入支援について考えを伺います。

国の令和6年度予算で措置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の一部について、令和7年度に繰り越したことなどを踏まえて、重点支援地方交付金として運送業と酒造業に支援されましたが、推奨メニューに書かれている生活支援として、エネルギー・食料品価格の物価高騰に伴う子育て支援があり、その内容は、物価高騰による小・中学生の保護者の負担を軽減するための小・中学校における給食費の支援がうたわれています。このことについては何度か質問してきましたが、財政に有利な交付金を使うことを考えませんか。近隣では既に無償化を行っていることはご存じだと思います。給食費半額負担とはいえ、子育て中のご家庭では物価高騰に悲鳴を上げています。1人月2,000円でも3,000円でも本当に助かると言われていています。ましてや、兄弟のある世帯では7,000円程度の軽減になります。

また、推奨メニューには省エネ家電等への買い換え促進による生活支援として、家庭におけるエネルギー費用負担軽減するための省エネ性能の高いエアコン、給湯器の買い換えなどの支援がうたわれています。当町の現状に合わせると、エアコン設置がまだ整っていない低所得者の高齢者世帯と一人暮らしの世帯に優先的に支援を行うことを考えませんか。近年の猛暑は数日間続いて、たとえ町が避難場所を設置したにしてもそこまで行くのが困難で、高齢者、障がい者が熱中症で倒れてしまうというのが今の現状ではないでしょうか。局所的にクーラーが効く安いものも販売されています。しかし、6万円から8万円もするものを買うのに生活が逼迫してしまうという状況を考えると、半額助成や限度額を決めた支援を今必要としています。熱中症対策として交付金を利用し、不足があれば一般会計、予備費を使って支援する考えはないか伺います。

3点目、最後ですけれども、風力発電の防止対策について伺います。

秋田市新屋での風車の羽根が強風で折れ、80m先に落下し高齢者が犠牲になった事件は、全国に多大な衝撃を与えました。毎日のようにテレビで、地方版、全国版で放映されました。当時23mの風でしたが、25mを超えると停止する仕組みになっていたの

で、破損した原因は、長年にわたる落下等に遭い、損傷した部分が弱っていたのではないかと、学者のコメントがあります。とすると他人事と思えません。日本海の荒海と雷の多い当町においても、少しずつ破損がどの風車にも出てもおかしくありません。

現在、ポンポコ山に7基、アメリカ製、2109年に建設。目名潟・峰浜培養付近に2基、センビオン、ドイツ製、2019年建設。白神ウインド、峰浜地区とその近郊に25基、ドイツ、エネルコン25基、今年3月に建設しました。ほかに北羽の報道によると、中小のもの15基あります。いずれも民家の近くや観光地、ゴルフ場、峰浜培養の近く、農地付近にあります。風車が住宅地や観光地、しいたけ培養やゴルフ場の近くに近年目立って建設がされていますが、一番の心配は、この風車と同じものが立っているということです。株式会社峰浜風力発電、八峰目名潟風力発電、目名潟佐之助川原にあるものです。メーカーはエネルコン、ドイツ製で、出力1,990kW、1基、これは新屋で落ちた、落下した同じ風車であります。また、同機種で落雷によるもので、山形県遊佐日向川発電所と由利本荘港発電所の羽根は落雷で破損しています。岩手県では同じ会社の同じ規模の風力発電12基が停止しています。小さい子どもさんたちも車でそこを通る時に、「羽根が飛んでこないか怖い」と言われています。

ガイドラインに示してはありますが、ガイドラインで事故が起きた場合、風力発電の原因が分かるまで停止することを盛り込むようなガイドラインを考えませんか。特に200kW以上の事故は危険が多いと思います。条例を新たに作成して、国の2,000kW以上の風力発電の定期点検の報告を町へ提出する制度をつくる必要があるのでしょうか。風力に囲まれた当町が安全・安心の生活を送るために、大きな鍵になるのではないかと思います。以上、町長の考えを伺います。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「投票所の減少」についてであります。

町では、これまで当日の投票所を8か所、期日前の投票所を2か所としてそれぞれ運営してまいりました。

各投票所には、公職選挙法の規定により2名以上5名以下の投票立会人を選任することとされており、当町では3名を選任しておりますので、今年4月に行われました秋田

県知事選挙では、当日と期日前を合わせて延べ120名の立会人をお願いしたところであります。

しかしながら、最近では、立会人をお引き受けいただいていた方々から、自身が高齢であることや、ご家族の病気等を理由に辞退を申し出る方が増えてきており、立会人の確保が課題となっております。

こうした状況を踏まえ、町選挙管理委員会では、有権者数を考慮した当日及び期日前投票での投票所の再編案を示され、事務局である町としましては、今年4月の議会全員協議会や、5月の行政協力員会議において、丁寧な説明を進めてまいりました。

その際、議員の皆様からは、「有権者の投票の機会を阻害することがないように、きめ細かな移動支援体制の確保と、十分な周知が必要」とのご意見をいただいたことはご承知のとおりであります。町選挙管理委員会では、こうした意見を参考にしながら、投票所の再編を決めたところであります。

議員ご指摘のとおり、期日前投票所の場所を増やすことができれば有権者の利便性が向上し、投票率の上昇に繋がることが期待されますが、多くの投票立会人を確保する必要がある、町としても選挙管理委員会と同様に、実施は困難であると考えております。

一方で、投票所の再編に伴い、有権者の移動支援の充実強化を図ることは重要と考えておりますので、町では、投票日当日に運行する移動支援バスの運行エリアの拡大や、期日前投票期間におけるデマンド型タクシーの活用などを進め、投票率が低下することのないように努めてまいります。

次に、学校給食費無償化とエアコン購入支援についてであります。

国の令和6年度補正予算による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、令和7年2月の臨時議会において、推奨事業メニュー分として8つの事業を提案したほか、今定例会においても2つの事業を追加で提案し、それぞれご可決いただいているところであります。

これまでの事業費の総額は、予算ベースで交付限度額に達しておりませんが、各事業が現時点において未精算であることから、新たな事業を提案する状況にはございません。

また、議員ご提案の事業のうち「学校給食費の支援」については、町では、平成27年度から半額減免を実施しているほか、近年の物価高騰による食材費の値上がり分についても町が負担しており、子育て世帯の支援が図られているものと考えております。

さらに、「エアコンの購入や買い替え支援」については、現在、県において、電気料

金を含む物価の高騰を踏まえた、省エネ性能が高い家電製品の購入支援事業を行っているところであります。

いずれにいたしましても、物価の高騰により多くの町民が疲弊しておりますので、現在実施している事業が精算した後には、速やかに新たな支援策を行い、町民の皆様の負担軽減や地域経済の活性化に繋がるよう努めてまいります。

次に、風力発電の事故防止対策についてであります。

秋田市で5月2日に陸上風力発電風車の羽根の一部が落下するという事故が発生し、現場近くで亡くなっていた方がおられたというニュースは、風力発電風車が存在する地域に大きな衝撃を与えました。

本町には、単機出力が2,000kWを超える風車は全部で18基、そのうち環境アセスメントの対象となる総出力7,500kWを超える風車は15基あり、落下事故が発生した風車と同メーカーの同型機種は、令和2年2月から稼働している1基のみとなっておりますが、こうした重大事故が二度と起こらないよう、徹底した安全対策が講じられなければならないものと再認識いたしました。

この事故を受け、町では、町内で運転稼働している陸上風車の事業者10社に対して、5月9日の文書で適切な定期点検の実施と保守管理等の状況について依頼したところ、直近の点検結果では異常がなく、過去の不具合についても対応済みで、風車の運転に影響を及ぼす損傷や異常等がないことなどが報告されております。

また、町のガイドラインを設定する前から稼働している4社についても、現在、追加で調査を行っております。

議員ご指摘の原因が究明されるまで事業者には稼働停止することの要請については、規制に関する法的権限が町にはないことから、現時点においては事業者に対して運転停止を求めることは考えておりません。

また、事業者の町に対する定期報告をガイドラインへ盛り込むことについては、来月県が開催する陸上風力発電設備に係る安全対策会議での内容を踏まえて検討してまいります。

再生可能エネルギーの導入促進には、事業の安全性と信頼性の確保が不可欠であることから、町では、県や他市町村と連携し、同様の事故を未然に防止するための安全対策について検討を進めるほか、風車の安全基準や点検方法の見直しなどを国に働きかけてまいります。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 8 番議員、再質問ありませんか。8 番見上政子さん。

○8 番（見上政子さん） 立会いの人が少ない、なかなか見つからないということですが、私も知り合いにもいろいろこう聞いてみますと、募集出してらったがっていうふうなことも聞きます。立会人の募集、出してるのかどうなのか。それと、時間を短くしてでもそういうふうな募集があれば、応募する人が、制限をつけて募集すればいるのではないかと思います。それで、まあ町長は3名以上ということでしたけれども、資料によれば2名以上、2名から立会人ができて、あと事務方の人たち2人、3人ということになると思うんですけれども、選管から委託される人は2名でもいいということなんですけれども、鳥取県なんかでは2名でも足りないので1名にしてほしいということで提案してるんですけれども、2回か3回に分けて、しつこくといえればあれですけれども、質問して、まあ1名っていうことも考えられますが、やはり選管としては2名以上でないとなれば無理だということの答弁も載っております。ですのですね、2名以上と、あと事務方の人たちで期日前投票ができるのではないかと思います。

これは、本当に、まあ交通手段のある人はいいいですよ、心配なくて。やはり後期高齢者から80代、車の運転できない人たち、この人たちをいかにして選挙に投票してもらうか。この人たちが投票できることが投票率を上げる鍵だということで学者の方も言っておられます。それで、この人たちをいかに選挙に借り出すか。こういう手段をもっとやっぱり突っ込んで考えなくちゃいけないと思います。町の方ではデマンドタクシーとか言われますけれども、移送の方法とか、デマンドはこれからいろいろきめ細かくとられると思うんですけれども、ただ非常に混乱するのではないかとこの予測があります。デマンドは平日いろんなところにも予約が入っておりますので、その人たちを呼び出して、それで選挙管理委員会でそれをまたその人に返していく、こういう小面倒くさいようなことが高齢者の方々にできるかどうかということが疑問です。で、町で考えているのは、まあこの先ですけれども、3km以上ということはどの程度の地域の人たちを対象にしてるのか。まあ資料で大信田方面とかってありますけれども、そういうバスの移動で乗れる人たちを限らずですね、やる必要が、岩館方面、石川方面とかそういう人たちを対象にするべきではないかと思うんですが、いま一度答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8 番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えをいたします。

投票立会人等の募集につきましてですが、前回選挙のたびに広報等で公募を行っております。法律の規定の下限であります2名程度でもよいのではないかとご質問でございますが、確かに法律では最低2名ということになっておりますが、これまで町では、いわゆる立会人もですねトイレなどに中座する場合があります、必ず1名以上残っていないと規定がありますので、まあ安全をみて3名ということとお願いしているものでございます。

それから、デマンドタクシーの件につきましては、これから詳細な制度設計してまいります。基本的には選挙管理委員会にお電話をいただくと。で、希望者の方に日時と住所、乗る場所をですね教えていただくと。これで予約はオッケーという形にさせていただきたいと思っております。いわゆるこの日は駄目でしたとか、こういうことはないということで、デマンドタクシーの運業者の方々とも打ち合わせをしておりまして、選挙期間であれば、この選挙の方ですね希望をできるだけ優先的にやっていただく体制をとれるということで、協力的なお話をいただいておりますので、そういった形で進めてまいりたいと考えております。

また、支援のバスにつきましては、先日の議会全員協議会でも3kmの距離の制限も撤廃して、希望する方全員乗れるようにしたらどうかというようなご意見もありましたので、そういったことも踏まえながら運行体制考えてまいりたいと考えておりますので、いずれ拡充をする形で、投票の機会阻害することがないように配慮してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 期日前投票が、まあ投票箱、投票所が8か所から3か所変わったということで、8か所のその遠いところで、石川、塙、岩館、それから遠いところでの限定的にですね、期日前投票何か所か日にちを設けて、期間を設けて、1日と2日とか、この期間に期日前投票ができるんだっていうことを、やる気があればできることだと思います。まあ2名以上ということのを配置して、それから時間の交代制、交代制を、まあ今だとすごい長い時間立ち会わなければいけないんですけれども、交代制をもって時間給でいくらいくらということを示してやることは、やる気があればできて、これが高齢者の投票率の向上に繋がると思うんですが、そういうことも考えられないでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの８番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えをいたします。

このたびの投票所再編にあたり、町といたしましては、移動支援体制の充実強化に取り組むことにいたしました。これはあくまでも対策の一案でございまして、今後の投票率の推移を踏まえて不断に対策の見直しを行うことが重要だというふうに考えております。議員がご提案いただきましたような、他町村で日時を限定して集落ごとに期日前投票所を開設する取り組みを行っていることは承知しておりますので、他町村の取り組みを参考にしながら、より効果の高い投票所の運営方法について検討してまいりたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ございせんか。８番見上政子さん。

○８番（見上政子さん） 今回のやり方で投票率が非常に下がるような状況になると、これは大変問題だと思います。現にそういうところが県内でも起きてます。鹿角市とか、まあ顕著なのは鹿角市だと思うんですけども、いろんな手段を使ってでも、やはり交通弱者、そして高齢者の方々、この方々をいかにして投票所に向かえさせられるかというこういう取り組みを、今回の結果、どういう結果が出るか分かりませんが、課長が言われたように今後の課題にして是非検討していただきたいと思います。

そしてですね、移動バスなんですけれども、デマンドバス、デマンド、まあ大変混乱するのではないかなと私はちょっと危惧しますけれども、羽後町では予約制なしでバスが町内を走るといふ、そういう予約しなくとも走れるような、そういう交通弱者、高齢者たちが使いやすいような、そういう電話かけたり、選管に電話してそして返事を待つ、そういう手間がないようなこともほかの方ではもう、八峰町ではちょっとこれがちょっとややこしいのではないかなと思うんですけども、ほかの方ではそういうことを実施していると思うんですけども、これを簡素化して、そして実効性のあるものについて自信がありますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの８番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁の中で触れましたが、デマンドタクシーにつきましては、申し込みしていただいた日時に原則迎えに行くということで、改めて調整をしたり、これができるし

たというようなお返事をしたりしてやりとりをするようなやり方を考えておりません。基本的に申し込みされた方の希望した日時に迎えにいくと。これを優先的にやっていたできるようにタクシーの業者さんと打ち合わせを進めておりますので、何回も電話したりとかという手間ははないかと思えます。

それから、バス……バスですね。バスの運行方法についても、今回移動支援の拡充を行う際に、時間を決めた時刻表でですね、電話をしなくてもそのバス停に行けばバスが来て、それに乗れるということでやる方法もあるのかということで考えましたが、現在、巡回バスはですね投票所にしておる峰栄館やファガスの前に止まりません。いわゆる停留所、バス停からですね投票所まで歩いて移動していただく必要があります。で、私どもとしましては、これがご本人たちの負担になるのではないかと、逆に負担ではないかというふうに考えましたので、今回は期日前投票の期間中はドア・ツー・ドア、自宅の前から投票所の前に直接車で乗り入れられるデマンドの方がより利便がよいのではないかと考えて次第でございます。

○議長（皆川鉄也君） 8 番議員、ほかに質問ありませんか。8 番見上政子さん。

○8 番（見上政子さん） 確認します。前の時は巡回バスは使わないんだということの話でしたけれども、当日ですね、巡回バスの時間表とは関係ない、巡回バスとは違うんだということと言われましたけれども、結局は巡回バスの運行時間に合わせて、それでファガスと峰栄館にこれが投票できるようにするということになるんですね。その帰りの時間はどうなるのか。そこら辺もうちょっと詳しくちょっとお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 説明が分かりにくかったようで申し訳ございませんが、巡回バスを例に出したのは、例えば巡回バスを使って投票支援を行うとなると、投票所に直接止まらないので、その方法はとらないというふうにお答えをいたしました。選挙管理委員会、町であくまでも実施しますのは、デマンドタクシーを使って有権者の方に直接予約をしていただき、ご自宅にお迎えにあがって投票所に直接お連れするという方式をとるので、個人の選択で、その方法ではなく普段運行している巡回バスを使って最寄りのバス停で降りて投票することも何ら差し支えございませんが、町が支援の対策として考えているのはデマンドタクシーだということでございます。

○議長（皆川鉄也君） 8 番議員、ほかに質問ありませんか。8 番見上政子さん。

○8 番（見上政子さん） これを町民の皆さんに分かりやすく、そして利用しやすいよう

な周知を早めにとっていただきたいと思います。

1 番の質問はこれで終わります。

2 番目の質問に入らせていただきます。よろしいですか。

○議長（皆川鉄也君） はい、どうぞ。

○8 番（見上政子さん） エアコンと給食費の無償化ですけれども、当町はどういうわけか給食費にしてもエアコンの補助にしても遅れてますよね、取り組みが。給食費については半額免除しているからということ最初から言われますけれども、今この物価高、高騰で、本当に子どもたちに食料品を買い込むのは大変だという声がよく聞かれます。それで少しでも足しになればという声もありますが、これが一向に前向きに子育て支援のための物価高騰対策として取り上げてはもらえません。

町長は、限度額に達していないがということですが、限度額がまだ残ってるんですよね。そして秋田県の限度額も残ってます。この限度額を十分使い込んでですね、少しでも、もし足りない部分は予備費として、で、国の方でも予備費として出したものについては後で交付するとか、こういうふうなこともあると思いますので、限度額を目いっぱい使って、不足するかもしれない部分についてはまた考えるということで対策は考えられませんか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8 番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの町長の答弁の方にもございましたが、まだこれまで事業化した予算ベースでの精算が終わっておりませんので、そちらの方の精算が終わり次第、新たな事業としてメニューの方を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 8 番議員、ほかに質問ございませんか。8 番見上政子さん。

○8 番（見上政子さん） じゃあ、まだ可能性はあるということですね。まだ限度額がどのくらいか。まあいろんな県の資料とかによると、まあ600万円、八峰町残っているのではないかな。そして、町の資料でも県が700万くらい残ってるというところもあります。これをね是非、生活支援としてもっていけるように、子育て、そしてエアコン、この限度額をここに取り組むということが必要、今、今必要だと思います。今必要になっていることです。教育長にも伺ってますので、教育長の方からも、是非この限度額がまだ残っているようであれば、これを利用して、また不足分については予備費からでも出し

ていけるような子育て支援対策、もう本当にこれはもうわずかな金額でこれが実行できます。そして能代市と三種町、そしてほかの市町村と足並みを揃えた給食費の無償化、考えませんか。

○議長（皆川鉄也君） 山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本 望君） 見上議員のご質問にお答えします。

給食費の無償化についてですけれども、新聞報道等によりますと、国の方では令和8年度から小学校を年頭に給食無償化を実現し、中学校の方でもできるだけ速やかに実現するといった動きが、県においても今年4月に新たに就任した鈴木秋田県知事の重点施策の方にも掲げられておりますので、引き続き国や県の動向の方を注視してまいりたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 大変消極的な取り組みです。いつも質問すれば、国・県の動向を見て、それから他市町村の動向を見て、それから判断するというこういう取り組みでは、やっぱり町内の保護者の方々は、やっぱりがっかりすると思います。今必要としているものとして早速これを行う、これが国からの交付金のあるべき姿ではないかと思います。非常に残念です。

それとですね、エアコンについてですけれども、能代市でも最近このエアコンの補助を行いました。三種町ではだいぶ前から行ってまして、まあその当時はちょっと早かったので金額2万円ですけれども、能代市では限度額が5万円かな、ちょっと資料もあるんですけれども、これは本当にね、ほとんどの家庭にはもうエアコンがついてると思います。ただやっぱり生活困窮者、一人暮らしで障がい年金とかもらっている方々については、なかなかこのエアコンまで手が出ません。で、建物もいい建物であればいいんですけれども、やっぱりなかなか耐熱性とかそういうものの建物ではありません。本当に熱中症を招くようなこういう状況に今来ております。そして、そのためにも国の方ではこれを使うようにということを言ってるんですけれども、まあ中間をとって半額として4万、3万だとしても、10件の人たちが応募しても40万円、このくらいの金額でこれができるわけですね。こういうことにも積極的に前向きに捉えて考えられないのか、いま一度町長の考えを伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

学校給食、そしてまたエアコンのご質問でございますけれども、先ほど課長からも答弁あったとおりですね、まだ現在進めている事業が精算には至っていないということでございますので、新たな事業を提案する状況にはないといったところでございます。いずれ大事な意見として当局としては受け止めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 是非ですね、まだ限度額に達してませんので、このことを配慮していただいて、金額は本当に10件だとしてもわずかな金額です。給食費の場合は600万くらい、半額として今見込んでますので、このくらいの金額でも動向見てということですが、エアコンについては補聴器と同様、1人当たり5万円補助しても4万円補助しても40万円。是非この金額を頭に入れていただいて、町長が述べられたように限度額にまだ達してないということで、これを配慮していただきたいと思います。答弁は要りません。

○議長（皆川鉄也君） 2問目の質問はこれで終わりですか。

○8番（見上政子さん） はい。3問目に入ります。

○議長（皆川鉄也君） はい、どうぞ。3問目の質問をお願いします。

○8番（見上政子さん） はい、お願いします。

風力発電の一番やはり事故が起きやすいっていうのは、2,000kW以下の環境評価のあれを得なくとも立てられる風車、これが八峰町の場合、特に沼田地区には密集して立てられております。普通、環境評価でいく場合、耐用年数20年と言われてますけれども、当町のように海岸線に多く立った風力発電っていうのは、20年はとてももちません。釜谷浜の風力発電も見たことありますけれども、17年で塔の継ぎ目はもう錆びていました。で、それでまあ建て替えにはなったんですけれども、本当に特殊だと思うんですね、沿岸地帯にこんなに乱立してる風力発電。そして規制緩和のない2,000kW以下の風力発電がいろいろ立ってますけれども、やはり事故を起こしたのも1,990kWの1基、これがあります。これは本当に新屋での落下は、まあ風の力ではないと言われていたとおり、やっぱり劣化が非常に激しいものだと思います。これと同じものが目名潟の川のところに、昔のスキー場あったところ、まあ小さい時行きましたけど、あそこのところに立ってますよね。あれがやはり同じもの、全く同じものです。是非、この危険なその風力発電のその、こういうものに対しては、もっともっと規制を強めてですね、

この会社が行われている事故が多発してます。こういうことを踏まえて、ガイドラインの中に、ガイドラインを見ましたけれども、ガイドラインはもう本当にガイドライン、環境評価の報告がちゃんとなされているか、それから町民との話し合いをしているか、そういうふうなことで、こちらからこうしなければならない、まあ話し合いしなければならないって書いてますけれども、こういう事故が起きた場合は、もう停止する、停止するということをはっきり書き込むべきではないかと思います。で、ガイドラインの説明のところにありますけれども、大小にかかわらず、風力発電の規制ですね、大小にかかわらず話し合いを設けるとか、そういうふうなことがガイドラインの始めのところに書かれてます。で、そういう意味でも、2,000 kW以下の風車が乱立しているということについて、もうちょっと強い規制を加えて、絶対事故が起こらないようなものを盛り込むべきではないかと思いますが、町長の考え伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

当町に風力発電設備は全部で47基ございます。2,000 kW、単機で2,000 kWを下回るものにつきましては全部で29基あります。今回の事故を受けまして規制を強めるべきではないかと、町がその事業者に対して言うべきでないかといった内容につきましては、現時点ではそういった町の方に権限がございませんので、今後、県と他市町村、そういったところと安全対策について話し合う場が予定されておりますので、そういったところで意見交換しながら、適切な対応がとられるように国等へ働きかけしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） もう危険なんですよ。もう危険な状況に入ってるんです。あちこちで事故が起きてます。まあ特にこの同じ会社の同じ規模のものですけれども、もう危険な状況に入ってるっていうことを自覚してですね、より、もう立ってしまってるので、これをどけろというわけにはいきません。そのためにはやっぱり町がはっきりしたものを、ガイドラインとか条例でですね決めないことには、これは解決しないと思います。

で、八峰町再生エネルギーの利用を目的とした施設の建設に関する手続きガイドラインというものがあります。先ほども言いましたけれども、事業規模にかかわらず、次に

掲げる発電事業を目的とした施設の新設、増設、または住民の生活に多大な影響を及ぼす可能性のある改修を対象としております。で、一般家庭のものの風力は含まないということになってますけれども、これがガイドラインに書かれてます。規模にかかわらず、やはりこれはガイドラインで事業者に物申していく、こういうことができるはずですよ。これをですね、もう少し肉付けして、これはまあできて私たちも一緒にガイドラインつくってということで議会の中で述べてできたものですが、ガイドラインの見直し、本ガイドラインは、今後、社会情勢の変化により、必要に応じて随時見直すこととするということが最後に書かれております。これは風力発電も大型から小型からいっぱい立った時に何度も何度も質問して、結局こういうガイドラインができました。で、このガイドラインをね見直して、やはり事故の起きないものにしていく、こういうことについて肉付けしていく考えはありませんか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

大変重大な事故だということは私も認識をしておりますし、住民の、町民の皆さんの安全をきちっと町の方で対策とらなければいけないという立場であることは認識をしております。

しかしながら、現時点で町が作成しておりますガイドラインにこうした新たな追加の条項等を盛り込むことにつきましては、今回の非常に大きな事故に対応する、本来で許可を出している国の方の関係が非常に大きいと感じておりますので、国の方がきちっとした対応をするようにということで町の方からは働きかけをしていくこととしたいと考えてます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 国の方には当然必要です、それは。鈴木知事が国の方に行ったというニュースも見ました。それは当然です。ただ、この秋田県の中で風力発電が今全国で3番目、もしかして2番目くらいになってると思うんですが、こんなに大きく、そしてまた、この中で八峰町が非常にやっぱり多いということをもっと自覚してですね、安全だということを確認していかないと大変なことになると思います。そして、2,000kW以上の環境評価の方に提出する、まあ許可を得て立たったんですけど、ゴル

フ場の真後ろに、また今までの海岸よりももっと間近に、ゴルフ場の近くにも立ってます。そして広域農道の通り道にも立ってます。それはですね、もう1基が4,000kW以上、すごい大きいものですので、そう簡単に、まあ2,000kW以上ほど事故は起きないと思うんですけれども、ただ安全確認を必ず1年に1回行って、これを町に報告するというこういう条例をつくるべきではないでしょうか。町長の考え聞かせてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

繰り返しになって恐縮ですが、こういった条例とかガイドラインに盛り込むことにつきましても、全く拒否してる気持ちはありません。きちっと住民の皆さんに安心いただけるような町としての考え方を国の方に伝えて、他市町村とも情報共有しながら適切な対応をしていきたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 環境評価を得た風力発電でもですね、松波苑の近くとかにあるということは指摘してきました。まあ距離も測ったり、地図で距離も測ったりしたんですけれども、やはり八峰町は独特と思うんです。にかほとか向こうの方とまた違って、もうこの狭い海岸線のこの道路の民家の建っている、こういうところに風力発電が乱立してるわけですので、本当に安全対策っていうのを、もし事故が起きたら、これはほとんどがもう財産区の中に立ってます。で、財産区っていうのは町長にも責任があります。こういうことからしてですね、もっと安全性について自覚を持って取り組んでいただきたい。これが町民の願い。そして風力発電が怖いという子どもがもう出てきてます。そういうことを払拭させるためにも、対策案をしっかりと考えていただきたいと思います。一言、町長お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほど奈良議員の答弁でも申し上げましたけれども、やはりこの風力発電は、やはり地域の皆様の安全・安心が何よりも最優先されるべきだというふうに私は思っております。その上で、しっかりと事業展開していただく。

先ほど何回も課長の方からも答弁しておりますけども、そういった中でですね、なかなか今の制度だと、この設置自治体のですね、まあ国への、国へ、あるいは発電事業者への対応がなかなかできない状況がございますので、そういったところも含めまして、

国、あるいは県にしっかりとですね働きかけをしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） これで時間となりましたので、8番議員の一般質問を終了いたします。

追加日程第1、議案第54号、八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 議案第54号についてご説明いたします。

議案第54号、八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月13日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、関係条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が令和7年6月4日に施行されました。このたびの法改正では、投開票日当日における選挙長、投票及び開票管理者並びに投票及び開票立会人、期日前投票期間における投票管理者及び投票立会人の報酬日額がそれぞれ引き上げられており、7月20日執行予定の参議院議員通常選挙から適用されるため、条例改正の必要が生じたものでございます。

また、今回のように選挙の直前で法改正が行われ、かつ条例改正のいとまがない場合を想定し、条例第2条において「法令に特別の定めがある場合を除き」の一文を追加し、国政選挙では法律の規定に基づいた報酬日額とすることができるよう改正したいと考えております。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第54号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2、議案第55号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 議案第55号についてご説明いたします。

議案第55号、工事請負契約の締結について。

令和7年6月10日に指名競争入札に付した、林道施設災害復旧事業水沢山線1号・2号箇所施設災害復旧工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的 林道施設災害復旧事業

水沢山線1号・2号箇所施設災害復旧工事

2. 契約金額 5,896万円

3. 契約の相手方 秋田県山本郡八峰町八森字和田表121

大森建設株式会社 八森本店

本店長 大森啓正

4. 支出項目 令和7年度一般会計（繰越明許費）

11款 災害復旧費

1項 農林水産業施設災害復旧費

1目 林業施設災害復旧費

令和 7 年 6 月 13 日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、予定価格が 5,000 万円以上の工事にかかる契約であるため、議会の議決を要するためでございます。

工事の概要になります。令和 5 年災害の林道復旧工事であり、水沢ダムから上流 3.5 k m、約 3.5 k m が 1 号箇所、4 k m が 2 号箇所、これを一括で発注します。で、復旧延長 93 m、幅員 4 m の林道を復旧する工事となっております。

なお、この発注によりまして、5 年災の林道の 5 年災については、全て発注したことになります。

また、箇所につきましてはタブレットに掲載しておりますので、ご覧ください。

以上で議案第 55 号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第 55 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第 55 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務民生常任委員会委員長から、付託中の陳情第 4 号について、八峰町議会会議規則第 74 条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次回議会定例会まで審査し、報告をお願いします。

日程第5、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第6、常任委員会の閉会中の所管事項の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、八峰町議会委員会条例第2条に規定する所管事項について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和7年6月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午後 2時05分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 4 番 芦 崎 達 美

同 署名議員 6 番 菊 地 薫

同 署名議員 7 番 腰 山 良 悦